

平成17年第1回佐渡市議会定例会会議録（第9号）

平成17年3月29日（火曜日）

議事日程（第9号）

平成17年3月29日（火）午後2時00分開議

第 1 請願陳情の取り下げについて

第 2 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第1号、議案第3号から議案第11号まで、議案第23号から議案第25号まで、議案第28号から議案第30号まで、議案第69号、議案第75号、議案第78号から議案第82号まで、議案第93号、議案第95号、請願第7号、陳情第1号、継続審査中の平成16年陳情第2号

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第12号から議案第16号まで、議案第70号から議案第72号まで、議案第77号、議案第84号、議案第92号、請願第1号、請願第5号、継続審査中の平成16年請願第1号、継続審査中の平成16年請願第4号

（産業経済常任委員会に付託した件）

議案第17号から議案第21号まで、請願第2号、請願第4号、請願第8号、継続審査中の平成16年請願第6号、継続審査中の平成16年請願第7号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第22号、議案第31号から議案第53号まで、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第83号

（決算審査特別委員会に付託した件）

継続審査中の平成16年議案第112号、継続審査中の平成16年議案第159号から継続審査中の平成16年議案第173号まで、継続審査中の平成16年議案第182号から継続審査中の平成16年議案第190号まで

第 3 発議案第1号

第 4 発議案第2号

第 5 発議案第3号

第 6 発議案第4号

第 7 発議案第5号

第 8 発議案第6号

第 9 議案第85号

第10 議案第86号

第11 議案第87号

第12 議案第88号

第13 議案第89号

- 第14 議案第90号
 第15 議案第91号
 第16 議員の派遣について
 第17 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件
 議事日程と同じ

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	白木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君
47番	牧野秀夫君	48番	近藤和義君
49番	熊谷実君	50番	本間勇作君
51番	祝優雄君	52番	兵庫稔君
53番	梅澤雅廣君	54番	竹内道廣君

55番	渡部幹雄君	56番	大澤祐治郎君
57番	肥田利夫君	58番	加賀博昭君
59番	岩野一則君	60番	浜口鶴藏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
総務課長	親松東一君	市民課長	清水紀治君
企画情報課長	齋藤英夫君	建設課長	佐藤一富君
水道課長	植野研一君	農林水産課長	斉藤博君
観光商工課長	斎藤正君	財政課長	浅井賀康君
社会福祉課長	熊谷英男君	環境保健課長	仲川正昭君
医療課長	木村和彦君	会計課長	粕谷達男君
農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君	教育委員会学校教育課長	古田英明君
教育委員会生涯学習課長	松田芳正君	教育委員長	豊原久夫君
教育長	石瀬佳弘君	選挙管理委員会委員長	林千隆君
選挙管理委員会事務局長	仲川敏明君	消防長	加藤侑作君
両津支所長	佐々木文昭君	相川支所長	大平三夫君
佐和田支所長	中川義弘君	新穂支所長	末武正義君
畑野支所長	宇治秀三郎君	真野支所長	逸見政義君
小木支所長	菊地賢一君	羽茂支所長	青木典茂君
赤泊支所長	中川逸郎君	代監査委員	清水一次君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午後 2時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は59名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 請願陳情の取り下げについて

○議長（浜口鶴蔵君） 請願陳情の取り下げについてを議題といたします。

請願第3号 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める請願、請願第6号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める請願、陳情第2号 国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず地方財政の確立と充実を求める陳情については、それぞれ所管の常任委員会に付託されておりますが、請願者及び陳情者より取り下げの申し出がありました。

お諮りいたします。請願陳情の取り下げの件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

請願陳情の取り下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第2 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第1号、議案第3号から議案第11号まで、議案第23号から議案第25号まで、議案第28号から議案第30号まで、議案第69号、議案第75号、議案第78号から議案第82号まで、議案第93号、議案第95号、請願第7号、陳情第1号、継続審査中の平成16年陳情第2号

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第12号から議案第16号まで、議案第70号から議案第72号まで、議案第77号、議案第84号、議案第92号、請願第1号、請願第5号、継続審査中の平成16年請願第1号、継続審査中の平成16年請願第4号

（産業経済常任委員会に付託した件）

議案第17号から議案第21号まで、請願第2号、請願第4号、請願第8号、継続審査中の平成16年請願第6号、継続審査中の平成16年請願第7号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第22号、議案第31号から議案第53号まで、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第83号

（決算審査特別委員会に付託した件）

継続審査中の平成16年議案第112号、継続審査中の平成16年議案第159号から継続審査中の平成16年議案第173号まで、継続審査中の平成16年議案第182号から継続審査中の平成16年議案第190号まで

○議長（浜口鶴蔵君） これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第1号 専決処分承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）。本案は、平成17年3月19日付で糸魚川市、能生町及び青海町の区域をもって新たな糸魚川市が設置されることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、専決処分をしたものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市助役定数条例の制定について。本案は、本市の助役の定数を2人とするため、地方自治法第161条第3項の規定に基づく条例制定をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 金井地区及び羽茂地区の字の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、金井地区及び羽茂地区の字名の変更に伴い、変更された名称を有する関係条例の条文整理を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 両津地区及び小木地区の字の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案も前議案同様、両津地区及び小木地区の字名の変更に伴う関係条例の条文整理を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、非常勤の特別職の職員に対して支給される費用弁償に関して見直すものであり、現在一律支給されている日当を島内のほか県内及び県外についても規定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公務出張する職員が深夜に帰庁する場合の旅費について、早朝出張の場合と同額を加算するための条例改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、船員法の一部が改正され、船員の雇入れ契約が公認制から届出制に改められ、公認に際しての手数料徴収規定が削除されたことに伴い、本市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市佐渡海洋深層水利活用施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡海洋深層水利活用施設の使用料に、進出企業にかかわる海洋深層水の使用料及び製氷施設で製造する氷の使用料を新たに規定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 両津市若者定住奨励事業に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、旧両津市が人口増加と若者の定住促進を図るため、住宅取得奨励事業を実施していたものでありますが、この種の事業は佐渡市への移行後1年間の暫定施行とすることでさきの合併協議が調整されていたことを受け、条

例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 赤泊村ふるさと定住促進条例を廃止する条例の制定について。本案は、旧赤泊村で若者等のふるさと定住を促進し、地域の活性化を図るため、各種補助金の交付等の奨励措置を講じていたものでありますが、前議案同様さきの協議会での合併後1年間の暫定施行との申し合わせを受け、今回条例廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する手続を定めた条例であります。本市は合併を契機に新潟県市町村総合事務組合に加入したことにより、本条例は不要となっているため廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防団員の定員、任免、給与、服務等について規定した条例であります。団員の報酬及び機械器具管理委託費については、現在の4消防団がそれぞれ合併前の金額で運用しているため、この際、佐渡市消防団として統一した金額に改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 佐渡市消防防災施設等整備基金条例を廃止する条例の制定について。本案は、旧佐渡消防事務組合が、はしごつき消防ポンプ自動車のオーバーホールを行う資金を積み立てるための目的基金として設置され、合併により佐渡市の暫定条例として引き継いでいたものであります。平成16年度にオーバーホールが完了し、目的が達成されたことに伴い、条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 字の名称変更について（両津地区）。本案は、両津地区の大字のうち、湊、夷、夷新、福浦一丁目及び福浦二丁目については両津の地名を冠してほしいとの両津地区地域審議会からの答申を受け、字の名称変更をするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 字の名称変更について（小木地区）。本案も小木地区地域審議会からの答申を受け、小木地区の大字のうち、木野浦、堂釜、強清水及び金田新田については字名に小木の地名を冠するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 両津辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、羽茂辺地、赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更について。本案は、平成16年度から平成18年度を計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画に変更が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合的整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成17年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、予算規模で498億円となっており、平成16年度の当初予算に比べ36億9,000万円、率で6.9%の減となっている。歳出における目的別の主な構成は、総務費77億853万2,000円、民生費93億9,533万1,000円、衛生費50億1,511万2,000円、農林水産業費

48億1,957万8,000円、土木費54億8,247万3,000円、教育費49億9,629万1,000円、公債費74億3,629万5,000円、その他となっております。一方、歳入においては、国の地方財政計画や平成17年度の税制改正及び税収動向並びに今後の景気見通し等を加味するとともに、国庫補助負担金等の一般財源化に伴う税源移譲等についても考慮の上、計上されている。歳入の費目別の主な構成は、市税54億5,962万1,000円、地方交付税204億5,000万円、国庫支出金31億3,529万1,000円、県支出金35億1,039万円、繰入金39億901万円、市債77億3,780万円、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。1、人口7万人の自治体としての適正な行政組織を確立させるために、組織機構の改革は急務である。については、職員の給与格差を早期に是正する必要があると考える。また、現在は自治体規模からすると過剰である職員体制を検証し、臨時職員の採用についても必要最小限にとどめるべきであると指摘する。

2、各種審議会及び附属機関等が設置されているが、それぞれが独立しており、各課横断的な施策についての議論がなされていない。諮問のあり方を含め、審議会の設置と運営について見直す必要があるものと思われる。

3、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金のうち、職員互助会補助金については、その必要性について精査し、見直しを含めて検討をすべきであると指摘する。

4、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料、15節工事請負費及び17節公有財産購入費のうち、太鼓体験交流施設の建設については、その運用による交流人口の増加に期待するところである。しかしながら、建設位置については再考を求めるとともに、施設の整備効果を十分に得るために管理運営に当たる者との事前協議を十分に行うよう要望する。

5、10款教育費、2項小学校費、4目学校建設費、13節委託料及び15節工事請負費のうち、新穂小学校建設について、現在市立の小中学校などの教育環境について、その適正な規模と配置について学校教育環境整備検討委員会において検討されているところである。については、当該委員会の答申を待ち、将来における学区の見直しにも配慮した整備となるよう再度検討を加えることを望むものである。

6、12款公債費、1項公債費、2目利子、23節償還金利子及び割引料のうち、一時借入金利子3,200万円については平成16年度末の基金残高が120億円を見込まれることから繰りかえ運用を図り、歳出の縮減に努めるべきであると思料する。

厚生常任委員会。9ページ、第3表、債務負担行為中、佐渡市環境基本計画等策定業務委託料2,030万円について。環境基本計画策定業務の委託に当たっては、仕様書の内容を精査し、必要最小限の業務を委託するものとし、可能な限り主体的に作成されたい。

113ページ、3款民生費、1項社会福祉費、6目障害福祉費、19節負担金補助及び交付金中、佐渡福祉会施設整備費補助金3,260万円及び20節扶助費について。佐渡福祉会が計画しているデイサービス及びグループホームの建設事業については、他団体からの補助金が見込めなくなった経緯があるが、市の負担がこれ以上ふえないよう当該福祉会と十分協議をした上で執行されたい。なお、障害者が安全かつ安心してサービスを楽しむために、障害者施設の運営については昨年の事例に見られるような問題を繰り返さないよう掌握に努めること。

115ページ、3款民生費、1項社会福祉費、9目健康保養センター費、13節委託料について。健康保養センターについては類似施設が多いため、今後運営に当たっては十分考慮されたい。

143ページ、3款民生費、1項社会福祉費、5目人とトキとが共生できるまちづくりについて。トキの放鳥は国の主管事業であるので、予算措置については国と折衝して十分な財源の確保に努められたい。

149ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、13節委託料中、ごみ収集委託料3億8,495万5,000円及びし尿収集委託料1億2,500万円について。ごみ収集委託料及びし尿収集委託料については、関係機関等と綿密に協議し、適切な内容とすること。

149ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、15節工事請負費中、旧ごみ焼却施設解体工事4億6,000万円について。残留するダイオキシンの影響が大きい旧ごみ焼却施設の解体工事については、特に留意して入札を執行されたい。

151ページ、4款衛生費、2項清掃費、2目じんかい処理費、13節委託料中、設備機器運転管理業務委託料2億3,112万5,000円及び設備機器保守点検委託料1億3,891万6,000円について。設備機器運転管理業務委託料及び設備機器保守点検委託料については、相当高額であるので、類似施設等の例と比較してよく精査されたい。

153ページ、4款衛生費、2項清掃費、2目じんかい処理費、18節備品購入費中、機械器具購入費1,037万円のうち870万円について。スラグ震動ふるい機の購入のための予算を計上しているが、さらなるスラグの高品質化を図るため、粒度調整機に変更されたい。

産業経済常任委員会。債務負担行為のうち、国営佐渡土地改良事業及び県営佐渡地区総合土地改良事業に関する基盤整備促進事業（パイプライン）の負担、国営佐渡土地改良事業及び県営佐渡地区総合土地改良事業で造成した用水施設の維持管理費の負担、国営佐渡土地改良事業及び県営佐渡地区改良事業の計画区域のうち計画変更により除外となる区域の用水改良事業の負担の3項目については、計画変更及び負担額の決定経過等を受益者に周知の上、受益同意、除外同意を得るため、さらに努力する必要がある。

歳出、7款商工費、1項商工費、4目観光費、19節負担金補助及び交付金について。1、佐渡観光協会負担金1,376万4,000円については、急速な観光客の減少に対応するため、効率的な予算執行と統一的な観光行政が推進されるよう、速やかに佐渡観光協会の統一を図るべきである。2、佐渡情話負担金700万円については、事業計画及び費用対効果に問題がある。事業実施及び予算執行に当たっては、これらの点に注意して実施すべきである。3、野口健・環境自然学校補助金500万円については、委員会審査に当たって佐渡市補助金交付規則第4条の提出書類のうち、事業計画及び収支予算書の提出がされなかった。事業実施及び予算執行に当たっては、詳細な計画を立てた上で慎重に実施するよう強く求める。

建設常任委員会。8款土木費、2項道路橋梁費について。道路整備計画については、救急30分、消防15分圏内でのネットワークづくりも踏まえ策定し、国道バイパス、県道、市道等幹線道路網の整備を早急に進められたい。

8款土木費、7項住宅費について。住宅政策については、早期に住宅マスタープランを策定し、公営住宅法の目的からも行政と民間の役割を明確にするとともに、市営住宅の建築については従来の過剰な建築費の見直しをし、市場価格を参考に建設を検討されたい。

議案第75号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、公共用地先行取得事業費

及び公債費等を措置するものであり、予算総額は3億2,674万円となっております。その主な財源内訳は市債3億2,000万円、一般会計繰入金655万9,000円等を充当するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 平成17年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、佐和田地区の五十里財産区に係るもので、歳入歳出の予算総額は72万円となっております。歳入の主なものは財産運用収入及び基金繰入金で、歳出は管理会費、総務管理費及び予備費の経常的経費のみであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号 平成17年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、佐和田地区の二宮財産区に係るもので、歳入歳出の予算総額は302万円となっております。歳入の主なものは、財産運用収入24万円、基金繰入金51万2,000円及び造林事業受託事業収入200万円であります。

歳出の主なものは、管理会費56万6,000円及び造林事業費226万6,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、畑野地区の新畑野財産区に係るものであり、歳入歳出の予算総額は592万6,000円となっております。歳入の主なものは、受託事業収入285万6,000円及び財産収入270万8,000円であり、歳出の主なものは総務管理費287万1,000円及び造林事業費285万6,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 平成17年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本予算案は、畑野地区の松ヶ崎財産区に係るものであり、歳入歳出の予算総額は7万5,000円であります。歳入の主なものは、運営費負担金7万1,000円で、歳出の主なものは経常的経費である管理会費6万5,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 平成17年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、真野地区の真野財産区に係るものであり、歳入歳出の予算総額は286万円であります。歳入の主なものは、受託事業収入264万円及び財産運用収入18万6,000円であり、歳出の主なものは造林事業費の268万6,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について。本案は、公の施設の管理委託が従来は自治体の出資法人、社会福祉法人、農協等の公共法人にしか認められていなかったものが、平成15年の地方自治法の一部改正により、民間企業、各種団体及びNPO法人等においてもその管理運営ができるよう範囲が拡大されたことに伴い、その指定の手續について条例規定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 財産の取得について（救助工作車Ⅱ型・救助資機材）。本案は、国の平成16年度補正予算に係る災害対策関係の市町村消防設備緊急整備費補助事業として実施するもので、両津消防署に配備する救助工作車及び救助資機材の購入契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 被災者生活再建支援法の改善等に関する意見書提出を求める請願。本請願は、現行の被災者生活再建支援法は、住宅本体の再建を支援の対象としておらず、また商工業者の店舗や工場、農家の農

作業所や農機具等の損壊に対する公的支援制度がないなど、国の支援制度は被害の実態や被災者の要望からかけ離れたものとなっているとして、被災者生活支援法を改正して住宅本体の再建も支援の対象とし、被災者すべてに支援が行き渡る制度とするとともに、店舗、工場、農作業所、農機具等が損壊した場合の公的支援制度の創設を求める意見書を政府関係諸機関に提出されたいとするものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第1号 被災者生活再建支援法及び関連法令の改正等に関する陳情。本陳情は、災害罹災者の住宅本体の建設、補修に要する費用についても支援金を支出できるよう、また支給限度額を相当程度増額するよう被災者生活再建支援法及び関連法令について改正するよう国に対し働きかけてほしいとするものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成16年陳情第2号 国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情。本陳情は、政府が進める「三位一体改革」は地方財政危機の深刻化と地方の裁量の著しい圧縮をもたらしているため、本格的な税源移譲の規模及び内容の明確化を図り、現行の地方交付税の財源保障機能と財源調整機能をあわせて堅持するとともに、地方財政改革推進に当たっては地方の意見を十分聞くよう、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） まず、議長において了解をひとつしていただきたいと思っております。

私が総務委員長並びに産業経済委員長に質問をいたしておりますが、今回総務委員長の報告の範疇にかかわっておりますので、この際総務委員長並びに産経の委員長にあわせて質問していきたいと思っております、よろしいですか。

○議長（浜口鶴蔵君） お願いいたします。

○51番（祝 優雄君） それでは、まず総務委員長にお尋ねをいたします。

私が（2）で臨時職員の賃金等に対する質問を事前におきました。委員会の報告書にも意見が付されておりますが、この詳細、どういう議論がなされてこのような報告になったのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、（1）に戻ります。これは、私一般質問でも指摘をしたところではありますが、この事業について経過を精査してみますと、近い時期に、そう遠くない時期に目的外で使用されるおそれを十分に含んでおります。その場合に目的外使用に対するペナルティーが出てくるのではないのかなというふうに思いますが、そのことについてはどういうふうに解釈をされておられるのか聞かせていただきたいと思っております。

それから、これは（2）に類似するわけですが、職員の手当と昇級に関してです。市町村等の格差を是正するために行われたという報告は受けておりますが、これがどの程度の人数の是正をされたのか。金額もあわせて報告願えれば幸いです。

それから、産経委員長にお尋ねをいたします。この皆さん方の報告書を見ますと、2、佐渡情話負担金

700万円については、事業計画及び費用対効果に問題があると、事業実施及び予算執行に当たってはこれらの点に注意し、実施すべきであるとはうたってありますが、ここまで踏み込んできますとこの事業をやめた方がいいというふうに議論がなされたのではないのかというふうに私は感じるのですが、そういうふうに受け取っていいのかどうか。私は、それ以外に幾つかの負担金、補助金のところで観光の特別委員会などで事業を見てまいりましたし、質問もしてまいりましたが、非常にあいまいというよりもいいかげん過ぎる事業計画であったように思うのです。こういうことで佐渡市が最も今力を入れているこの事業がこんなことでいいのかなというふうにも私は感じております。そういうことを含めて審査経過を報告願いたいと思います。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） この取り扱いの仕方はおかしいです。ここに質問通告書がありますが、質問通告書に従って委員会別でやるべきだと私は思うのです。今最初のこれをこのまま許しますと、ほかのもの全部狂います。これは、委員会別にそれぞれがやるべきだと思います。取り扱いをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。

今総務文教常任委員長が報告されたのは全体予算にかかわっております。したがって、69号を含めて通告がなされておりますので、一括質疑にお答えすると、これが今日までの委員長に対する質疑の内容でございましたので、準じて今議会もさようにさせていただいておるところでございまして。先ほど祝優雄質疑者からその扱いでよろしいかということがございましたが、それに対して私がどうぞそのようにしていただきたいということを申し上げてきたわけでありまして、よろしく願いたいと思存じます。

答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 祝議員のご質問に最初の方からお答えをしてみたいと思っておりますけれども、まず小学校の体育館目的外使用となった場合のペナルティーということでございまして、当然全く目的外ということであれば補助金の返還等も生じるであろうというふうに聞いておりますし、ただ建てる際、旧小木町のときというふうに聞いておりますけれども、最低でも10年は学校は存続させるというふうな決議をしておるといふようなことでもございまして、万が一に将来的に目的外といいますか、小学校ではない利用の仕方をする場合であっても、公共的な施設として利用するのであれば協議をすればこれは十分認められるのであるというふうに委員会では説明を受けておるわけでもございまして。

臨時職のことでもございまして、委員会でもなるべく必要最小限にとどめるようにという意見をつけてございまして、旧市町村においては正職をなるべく少なくして臨時職対応で人件費の削減を図ってきたという実態がありまして、その10カ市町村が集まったのが今の佐渡市であって、なかなかこれまでのそれぞれの方々の生活等も含めまして一気に切るといふようなことも困難であるし、現場における混乱も生じるというふうなことで現在に至っておるわけでもございまして、今後まずは本庁の方からは臨時職は削減の方向でいくというふうな予算説明をいただいております。また、職員の旧町村の格差是正につきましては数字を具体的にお答えをしたいと思っておりますけれども、職員の15%の範囲内の所要額が810万

円、人数が204人というふうに報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、商工費について、産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、お答えします。

佐渡情話及び野口健自然学校に係るイベント事業については、審査の過程で種々の問題が発生しました。特に野口健自然学校の補助金については、企画書のみの審査となり、追加資料の要求を随時行う中で審査を行いました。全体的に実行計画が不十分と言わざるを得なかった。このため、事業執行に当たっては執行部自ら厳しく再度検討することで委員会審査を可といたしました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これ2回目というのか答弁漏れなのです。佐渡情話に関することが答弁漏れなので、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それで、委員会審査の中では取りやめというような話にはなりません。とにかく再度検討し、事業執行に当たるといふことでもあります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） それで、その臨時職の話、これは一般質問でも何人もの質問でどうしたら人件費の削減をしていけるのか、職員定数についての質問が繰り返されたわけです。これは、なかなか当を得た答弁を得ることはできなかった。これはなぜなのだろうか。これは、基本的に職員定数条例というものがありますから、この条例に踏み込まない限り動かない。皆さん方は、条例で守られているからその範疇であればいいわけですから。しかし、今回この臨時職の募集の経過を見てみますと、広報などでは繰り返し募集をしている。1次募集したけれども、足らなくて2次募集をやっている。これは何だろうか。私の考えていることがそう遠くない、外れていないだろうと思うのは、今回本庁に職員を80名ほど異動しました。その結果、各支所から人間を集めたわけですから、その部分を臨時職で数だけ合わせようとしたのではないですか。仕事の量に人を合わせるのではなくて頭数に合わせたのではないですか。これは、審査過程ではどのようなやりとりがなされたのか、なされなかったのか。

それから、もう一点は今委員長の答弁の中に明確に15%という話が出てまいりました。これは、特別昇給は人事院規則で1年間に全職員の15%以内でなければならないとなっているから、この15%という数字をレクチャーしたのでしょうか。本当に15%を超えていないですか。16年度は、本当に超えなかったですか。そのことについても審査をされたのかどうか。数字は正確なのです。数字は、ごまかしがききません。わざわざ数字をもって答弁されたわけですから、これはその数字がどうであったのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、臨時職についてはどうしても類似団体との経過を見なければなりません。それから、委員長が言われたように合併をされたという経過は十分承知をしております。しかし、今このような財政計画

の中では、この財政事情の中ではこのままでいいというわけにはいかない。先に立てた計画の中で10年間の削減数を出しておりますけれども、これとても先ほど述べたように定数条例が変わらなければこれは絶対に減りません。まず、定数条例をしっかりと見直さなければなりません、これは市長に答弁を求めることはできませんけれども、市長、しっかりと6月議会には執行部から少なくとも定数条例を出すぐらいな気持ちで取り組んでいただきたいと思います。そうでなければこの定数は変わりません、絶対に。変えなくてもいいわけですから、今はその定数条例よりも少し内端で逃げ道をきちっと役人はつくっておりますから、そんなふうな見方をしているは大変なことになるのです。ですから、先ほど私が言ったように臨時職を数で合わせたわけ。仕事に合わせたわけではないのです。ですから、ここを委員会として審査をしたのかどうかもう一点お伺いしますが、支所間との職務分担がはっきりしていないからこういうことが起きるのです。支所との職務分担をしっかりとすれば、あなたのところの支所は何人ですよとはっきり言える。その職務分担をしていないところにこの混乱が起きている。そのことを踏まえて委員会としては審査をなされたのかどうか。

それから、学校の話です。これも一般質問でやりとりをしたところですが、今10年ほどという話をしましたけれども、そんな経過ではなくて恐らく目的外の使用になっていくだろう、これは自然の流れだと思うのです。そのときに目的外のその地域の公共性に属した部分については、これはペナルティーがないのではないかというふうに言われました。小木町は、申請時の総体的な補助面積が1,051平米なのです。そして、地域の連携施設、今言ったようにいろいろ使える施設の面積は129平米です。しっかりとした目的、私が言った目的の中にあるのは922平米あるわけ。これは、明確に補助金の返還がかかってくるでしょう。そういうことを少なくとも、これ申請する人たちや、それから役所の職員の方々はわからないはずがない。わからないとしたらとんでもないことです、こんなことをしてきたとしたら。こういう問題を含んでいるということを十分承知をしてください。簡単ではないのです。生徒がおらなくなったらその学校はいつでも使えるわけではないのです。そういうあいまいなことの中でバラ色に私どもが描いてきた、島民が思っている合併をむちゃくちゃにしてはなりません。

それから、今の産経の委員長ですけれども、私はこの佐渡情話についてはこういう意見のつけ方からすれば、恐らくこの事業というものはやめた方がいいというような形でつけたのではないかというふうに受け取るのです。事業計画を見直せや、それから予算の執行もということまで踏み込みますと私はそういうふうに受け取るのが普通だと思うのです。これ私なぜこんなこと言うかということ、この審査のときにちょうど私は傍聴していたのです。非常に激しいやりとりをしておりました。やりとりではない、一方的な話をしておりました。委員の方からの意見が出ておりました。やはりこういう問題を含んでいた、その問題を含んでいてこういう明記になったのだらうと私は見たのですが、これはやはり担当としてはもうちょっと正確に報告をいただければありがたいのですが、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） まず、学校の方でございますけれども、今全国的にも市町村合併等が進められておりますので、それに伴い、公共的施設の統廃合も当然進められるわけであります。そういった流れの中で当市の当該施設がそのようななった場合も、公共的な目的でそれを利用していくのであれ

ば、当然10年の範囲内であっても協議をすればその返還等が生じないであろうというのが説明でありましたので、委員会としてはそれを了としたというふうにご理解を賜りたいと思います。

臨時の件でございますけれども、委員会所管課各課の聞き取り審査の中においては予算計上の中に臨時職員給与があったわけです。それに対する各課の説明がほとんどがこれはいずれ不用として落とさせていただきます、つまり本庁には臨時は置かない方針ですというふうなことで審査を進めました。そういった中で支所はどうであったかといいますと、踏み込んで支所の臨時のところまでは話は及んでおりませんということでご理解賜りたいと思います。

また、職員の給与格差是正について、16年度分までは見込んだ議論はいたしませんでした。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

委員会ではかなり激論が交わされまして、議員も傍聴されて中の内容をかなりごらんになってわかってくれたかと思っておりますけれども、特に佐渡情話につきましては6項目について見直しをしていただきたいということで委員会では申し上げております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 産経の委員長、申しわけないのですが、その6項目をやっぱり報告していただきたいと思っております。

それから、職員の定数削減、これはやはり私先ほども言いましたけれども、職員定数条例がある限り、この形である限り我々は幾ら多いと言っても、これは職員は馬の耳に念仏だということになるわけです。ですから、ここをどうしてもいじらなければならぬだろうと思っております。これは、今新市の計画も財政も特別委員会でも審査をしておりますから、その中でも恐らくこのようなことが出てくるのだろうと思っております。そこに今のような臨時職の募集が出てきますと、だれも市民の方々はこれでよしなどとは思いません。ですから、その辺をしっかりと心してやっていただきたいと思うのと同時に、これは私はもし市長の方から、執行部の方から職員定数の削減の条例が出てこなければ、これはやはり議会としても定数条例を出す覚悟を持たなければならぬと思っております。職員定数というのは、これはやはり執行部から私は出すべきものだと思うのです。議会側から出されるものではないだろうと思うのです。ですから、その辺をしっかりとやっていただきたいし、今やらなければならぬことはやはり職員の若返りだろうと思うのです。そこで早期の勧奨を実行する。それから、給与の民間型の給与体系の導入、やはり是正をしていく。これもどういう形で踏み込むのか、早目に市長の形を出していただかないとなかなか進んでいかないと思っておりますので、強力にこのことに取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、総務委員長にお尋ねをいたしますが、定数条例というものに対して議論が及んだのかどうか。それから、早期の退職とか給与是正に対して具体的に議論があれば、その議論経過をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） お答えを申し上げます。

定数条例そのものに踏み込んだということはございませんけれども、現在の職員数が妥当であるとはだれも考えておりませんので、将来に向けて、しかも早期に削減を図るべきであるというふうな意見で集約をしております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

6項目であります、グランプリ賞金、副賞費、表彰セレモニー費、CD等製作委託料、ホームページ製作、管理費、以上6項目であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で祝優雄君の質疑は終わりました。

次に、木村悟君の質疑を許します。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 先ほど同僚議員から議事進行がかかりましたが、昨日の議会運営委員会では提出した順番に質疑をするということが決まっております。そうしますと、その時間を見ていただいて、先ほど議長が言われましたように、総務文教委員長の委員長質問の中ではその提出した時間に応じた順序でやっていただきたいと思います。そうしますと次は私ということになっておりますので、そのようにお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

今回質疑者が大変多うございまして、こちらの手違いでございました。

猪股文彦君、質疑を許します。

○40番（猪股文彦君） 事務局も大変忙しくて大変だったろうと思うのですが、そこで債務負担行為についての中の国営土地改良事業ほかに関するものについて産経委員長に質問いたします。

そもそもこの事業は過去から非常に問題があった。旧市町村でも大変問題があった事業であります。事業の負担が今回どういうわけか受益者がゼロということになりました。そうしますと、この国営かんばい関係以外の市民は果たしてこれで納得するだろうか。ということは、国は三位一体改革、地方分権重視、こういう考え方を突き詰めていきますと、佐渡市もあと9年後ですけれども、将来は国から金は来ない。自治体と受益者が一緒になってその配分をしながら佐渡市をどう持っていくかということを考えなければならぬ、こういうところでありまして。こういうときに大きな債務を受益者がゼロというのでは、これは市の政策としては公平を欠くと言わざるを得ない。したがって、この結論に至った経緯とその根拠をお示しいただきたい。

また、議長と委員長は議会を代表してこの国営かんばい事業の協議会に出席されております。したがって、大きく変更になるような場合、あるいは協議会の結果については全協等で報告をするなり、あるいは議会の意向を全協等で集約して国営かんばいの協議会で態度を決定すべきだと、このように思うのですがいかがでございますか。例えば10カ市町村で合併協がありました。議長や関係委員長等が合併協に出席しておりますと必ず合併協のご報告をし、例えば議員の定数などについても全協等で両津市の場合は30を主張したわけですが、いろいろな意見があったのを集約して合併協へ出て市の主張をするわけですから、そういうことを考えますと今回ややその決定に対して議会のだれもが知らないうちに受益者ゼロという形になったのではないかというふうに思いますが、その2点についてお伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、お答えします。

委員会における国営、県営かんがい排水事業に係る債務負担行為の審査については、佐渡市の負担割合から発生する将来にわたる債務の負担について審査いたしました。工事費及び管理費の負担割合の内容については承知はしているものの、委員会の権限外の事項でもあり、審査を行っておりません。ただし、今後の建設費の増加については注視していく必要があるとの意見が多数でありました。

続いて、協議会に出席する委員長の立場でありますけれども、難産の末に議員皆様の会派会議、あるいはその他の会議で議長と私が協議会の方へ出席せよということになりました。協議会に出席する委員の立場が微妙なことは承知しております。私は、産経の委員長ですが、産経委員会の意見を集約して出席はしておりません。また、委員会の中でそのようなご発言もありませんでしたし、この後全協で報告をせよとのお話でありますけれども、その点については今後対処していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 全協でもこの問題を取り上げたので、私は余り突っ込んだ形の委員長質問をしなかったのですが、全額市が債務負担するということについて、将来のことも踏まえて検討することが所管外だというふうなお考えというのは私ちょっと理解できないのです。

それから、難産の末、確かにご出席していただいておりますけれども、これは議会代表として行っているのだから、委員長が交代されればその方が出るのだから、肩書で出席していただいておりますから、当然議会に対してご説明があつてしかるべきだと思うのです。今後対処されるということでございますから、今後は自らが出席されている、なぜ私がそこへ出席しておるのかよく考えていただいて、そしてそのようなご発言なり行動をしていただきたいということを要望しておきますが、まず第1点については私はそのところはちょっと納得できないのです。すべてのことを考えて、例えば小倉ダムは当初105億円で出発したけれども、最終的には225億円になったと。倍以上になっておるわけです。そうすると、当初考えた債務負担が当然ふえるわけではないですか。しかも、財政課長がいろいろな形の中の答弁で10年後には300億になると。そうすると、今委員長が委員会でどのように債務負担の償還額を決めておられるかわかりませんが、分母が違えばおのずと償還する額は同じでもその割合はふえてくるわけではないですか。そういうことを考えて債務負担を全額うちで持ちますよと、受益者ゼロでも大丈夫ですよということがど

ういう根拠で言えるかということをお聞きしたいのです。それは、やっぱりこの国営かんばい、県営かんばいに絡まない多くの市民に我々としては説明する必要がある。なぜあそこだけゼロでいいの。なぜあそこだけただで井戸を掘ってやるの。我々は、例えば急傾斜やるにしたって急傾斜の関係者は自己負担が要るわけです。そういう場合なぜこれだけは自己負担が要らなくてこういう場合要るのかということをも市民に説明する責任が我々にある。その透明性を確保する責任も我々にある。説明責任もある。そういうふうな中で産経委員会はそういう問題をどう考えて、そしてこの結論を出した、その根拠は何か、これを私はお聞きしたいのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

佐渡島内の農地の用水不足の克服ということで、国営、県営のかんがい排水事業は事業着手直前の平成2年から3年度時点で既に関係市町村すべてで国営、県営事業についての地元負担は市町村で負担すべく議決がなされているところであります。しかし、さらにその国営、県営のパイプラインからは圃場近くまで送水するパイプラインについてはそれぞれの市町村で地元負担への助成の考えがまちまちであったわけであり、昨年2月、佐渡市合併に際し、いろいろな議論を踏まえ、最終的に佐渡市が一本で統一することとし、それまでも最も受益面積が多く、農家負担をゼロにしていた金井町や畑野町、小木町の考え方に準ずることとされたものであります。この方針の決定に当たっては、当時の推進協議会の構成員である10カ市町村長、同議会議長、10カ市町村の農業委員長、関係13土地改良区理事長等で議論して方向づけされ、合併協議会へ申し送りされていたものであります。その申し送りを踏まえ、今回の3月定例議会に佐渡市から提案され、内容を審議して団体営事業に係る地元負担について佐渡市負担とするものであります。これらの事業による施設の整備、佐渡市の基幹産業の一つであり、農業の継続的、安定的発展のためにも不可欠なことであり、確実に事業を進めていくことが必要であると考えます。整備される施設での二つのダム、パイプライン、施設に当たっては既設の県道、市道等の附帯や工事用道路等の整備が行われることから、受益者以外の多くの方々の交通の利便の向上等にも資することとなります。また、排水機場の整備による水田の排水機能のアップは、農地以外の地域から出てくる排水をもあわせて排水できるものとなっており、受益地以外の地域の排水機能のアップにつながっているものであります。このようにできる施設の効果、恩恵は、ただ単に農家のみを受けるのではなく佐渡市民の多くに利便性をもたらすものであると思います。また、委員会での議論の中でできたダム等の基幹施設は、観光、農村、公園的な利用も大いに可能であり、受益農家に限定されず、より多くの佐渡市民が恩恵を受けるものであります。農家負担をゼロとする今回の提案は妥当なものとして意見を付して、委員会としては了としたところであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 過去の経緯についてはわかりました。これは、やっぱり市長、当時の議長にあるいは責任があると思います。したがって、この後いろんな形で関係者から印鑑をもらわなければいかぬと思うのですけれども、これによってどのように動くのか私はわかりません。ただ、あとの部分について何か市民が全部恩恵を受けるようなことを言って、とんでもない話でございまして、そもそもこれは第2次大戦前から、農商務省ですか、その時代からこういうふうな形で土地改良をしていこうということがあ

りました。そして、昭和24年にこの法律がつくられたわけですが、その後農林省は農水省になりましたが、農林省の考え方がどんどん違っていった。24年当時は米がない、終戦直後だ、増産せよと。その後高度成長時代から今度米は要らないではないかというふうなことの農林省自体がこの法律を前提にしながら大きく波を打ってきた、そういう経緯のあるこの国営かんばい事業です。したがって、一貫して基幹産業である農業のためにという、そのこと自体は大事でありますけれども、農林省自体がこの法律の中で大きく変わってきたことをまず踏まえた議論がなければ、この問題が我々合併した佐渡市が、しかも予算が少なくなっていく中で果たしてこの事業が正しいかどうか、本当に島民のためになるかどうか、それだけの借金を抱えてやってもいい事業かどうか、あるいは今まで決めた全体の外山ダムの計画をそのまま進めていいかどうか、これは踏みとどまって考えなければならない、こういうところへ私は来ていると思う。したがって、委員長の立場でなかなか発言しにくくてそういうご答弁だったと思いますけれども、本音は私が今質問したようなことを本当はお考えになっているのだろうというふうに私は受けとめて質問を終わります。ありがとうございました。答弁は要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 7款商工費、4目観光費、19節負担金補助及び交付金についてお尋ねを申し上げます。

先ほど祝議員の方からもご質問がありましたが、ダブる面がありますが、お許しをいただきたいと思えます。まず、一つ目に佐渡情話負担金700万円とあります。費用対効果に疑問があり、取り組みの成果を広く市民に周知の上で継続すべきか再度検討するとあるが、なぜそのようになったかの審査の過程をお伺いいたします。

二つ目は、アースセレブレーション負担金1,170万円とあります。これは、一般質問でも私質問させていただいたのですが、昨年度予算920万円よりも250万円ほど多い額であります。増額した根拠について、どのように審査されたかをお伺いいたします。

三つ目が野口健環境自然学校補助金500万円であります。委員会審議に当たり、佐渡市補助金交付規則第4条の提出書類のうち、事業計画及び収支予算書の提出がなされなかったとあるが、それで予算審査がよくできたものだと私は考えます。その辺の審査の過程をご説明をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、お答えします。

事業計画及び費用対効果に問題があるとなっておる部分でありますけれども、佐渡情話二重投稿の問題で当委員会集中審査いたしました。小木支所長、係長、それから執行部とでいろんな審査をされまして、その中で事業計画、費用対効果に問題があるということで再検討するという執行部のご意見でございますので、了としたものであります。

アースセレブレーションでありますけれども、これは昨年度より増額した根拠ということでありますが、これについては30万の減となっております。

それから、野口健環境自然学校補助金500万円でありますけれども、企画書に基づいて審査いたしました。先ほど祝議員の答弁と同じように再検討を要する箇所が見受けられ、また執行部で検討してみるとい

うことでありまして、当委員会としては了としたものであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 佐渡情話のことについては再検討されるので、了としたということではありますが、賞金が100万円、副賞が50万、CD製作費が100万、入賞者旅費、審査員旅費で128万円など、どう考えても多額であると思えない金額であります。天下の芥川賞や直木賞にしても副賞が腕時計程度と聞かすが、これほどの現金や副賞は恐らくくれているのではないかと思うのです。ページ数にして約2ページ、ただか800字に500万円であります。賞金の額としてどう考えるか。こんな予算内訳を佐渡市の広報で知らせてやってもらいたいものと思います。自己負担がなく、協賛金もわずか2社、佐渡汽船と新潟交通佐渡でございます。こんな2社しか得られないものに対してなぜこのような多額の予算がいつも簡単につくの理解できない。この点委員会ではどのように審査されたのかをお尋ねいたします。

続いて、アースセレブレーションであります。入場料収入及び協賛金で多くの歳入を得ているので、入場者をふやすことで佐渡市の補助は削減できるものと考えています。したがって、一定の補助を出し続けるのではなく、過去のデータに基づき来年以降の入場者を算定して将来的に自立運営できるよう指導する必要があると思われますし、初期のころよりずっと支払われ続けております舞台製作委託料1,600万円、これなどは毎年繰り返し使用可能のものであるというふうに思います。出演者委託料1,250万円近く、これもお互いに結いの精神であれば、ある程度、軽減が可能な金額であると考えます。ポスター製作委託料420万円余り、ちょっと考えただけでも鼓童財団に丸々入るようなシステムのように見受けられる。開催時期が夏場との関係で島内の宿泊施設利用が少なく、テントでの野宿が多いと聞き、観光宿泊にも結びつかない客の割に負担金の多い事業であると思われるが、その是正策等は委員会でどのように審査されたかをお尋ねいたします。

野口健環境自然学校についてであります。昨年8月22日、佐渡ドンデントレッキングツアーに佐渡百選実行委員会の名目のもと、相当の期待感のうちに開催されたにもかかわらず参加者40名と、鳴り物入りの自然の旅も誘客効果に失敗、宣伝費の割には野口健の魅力が色あせて見えるものになってしまいました。今回の事業計画を見ると、次代の佐渡を担う島内の子供たちを対象に約100名前後を募集、環境の島づくり、自然の大切さを6月、7月、8月に本人が三、四日滞在して教えてくれるとの計画である。野口健NP Oスタッフが6月10名、7月5名、8月10名、そのときやっとJTBツアー客60名が首都圏から参加、その後1,000人規模の参加で海岸清掃のボランティアを当該客、新潟県を中心にして三、四百名ほど募集して実施して仕上げるとの計画であるが、支払う経費総額は1,250万円と聞いています。そのうち佐渡市負担分が500万円だからオーケーでは、いかにも情けない話であると考えます。JRを中心に極めて主体性のない部分での募集では、佐渡市が島民に向かって頑張っていますよと本当に胸を張って言えるのか。観光課が取り上げる企画とすれば観光客誘客効果も望めない。まるっきり一企業か特定業者のみに予算が配付されるイベントとしか考えられないものと思われてならない。このあたり生涯学習課、あるいは教育委員会、あるいは環境保健課等との連携なりセクションを別にこの考え方は審査されなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

佐渡情話の件でございますけれども、やはり祝議員の答弁に申し上げましたように委員会の中では激論が交わされました。それで、6項目にわたる執行部に厳しく再検討をお願いしたいということで6項目上げたのは先ほどのとおりであります。それで、佐渡情話の関係でありますけれども、全国の郵便局にポスター、チラシ等を配布してある程度の宣伝効果は上げておるとのことです。小木の係長の説明ですと、漢方薬の効果があるのではないかというような説明でございますので、委員会としてはそういったことを踏まえて6項目をつけ、了としたものでございます。

アースセレブレーションのことでありますけれども、先ほどの30万の減のことで16年度観光商工課が920万円、企画情報課が280万円支出されていましたが、17年度はこれをまとめて一本化し、1,170万円となったものであります。それで、アースセレブレーションは佐渡の観光企画ではかなり優位なものであると委員会では認識しております。国際色豊かでありまして、誘客動員数もかなり大勢でございます。詳細の検討について審査されたかということでありますが、詳細については当委員会での検討はされませんでした。

それで、野口健環境自然学校補助金でありますけれども、このことについても先ほどの祝議員の答弁と同様激論が交わされまして、執行部が厳しく検討を加えて出すということで委員会としては了としたものであります。細部についての審査はされておられません。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 私は、合併以来本会議の一般質問においても常に言い続けていることでありますが、予算編成や市税の徴収マニュアル一つをとってもすべてが本庁がイニシアチブをとり、一定の基準、佐渡市独自のルールづくりをするようにと再三申し上げてきているところであります。特にイベント予算については、イベントのプロでもなければ地域活性化の実績もない担当者が予算を作成しているが、その中に自己負担の法則、受益者負担の原則は見られない。個人負担、受益者負担の原則があり、地域の理解力を育成して初めて負担、補助等の支援をすることで地域に自立が生まれると信じている者の一人でありまして、予算の算出方法はまちまちであり、地域によって隔たりがあり過ぎる。特に小木ルールはひどいと思います。予算は、税金のある意味では分配であると考えますから、当然市民に対して不平等であってはならないと思います。だれが見てもこれなら妥当だなという納得のいく使われ方が不可欠であります。予算を計上する前に、本庁からこういう基準で算出されることとあらかじめ支所に基準をしっかりと示さなければならぬし、財政課長が本庁で精査すると言った以上、精査の基準にあいまいさがあってはならないと考えます。くどいようですが、イベントを立ち上げる時、まず地域や賛同者の援助の自己負担の法則、受益者負担の原則で総予算の半分は主催者側が負担し、多くの賛同者の望む事業として佐渡市の関係部署に補助金を申請するというのが本来の姿と考えます。人情こぼれ話、野口健環境自然学校の予算に至っては、賛同者の自己負担原則はゼロであります。本当によい企画なら市長や助役、観光課長を始め多くの職員が寄附者として賛同し、名を連ねているはずであると考えます。しかし、一個人をグループに

した企画に佐渡市や地域振興局が丸乗り、おまけに滞在期間が来れば他県に移住するのにおいしい佐渡情話の撰者にまた参りますとまで約束している現状では、このままの予算を認めるわけにはいきません。当然6月の補正予算で減額をするよう要求するものであります。先ほど祝議員の質問で6項目の見直しと言われましたが、例えば350万円に6月補正で減額したならば、自己負担の法則としてこの事業を認めた方々が当然半分の350万円の自己負担をお願いしたいものとするものであります。この件について、産経委員会では踏み込んで審査されたのかお尋ねして質問を終わらせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

踏み込んだ審査はしておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、木村悟君。

○7番（木村 悟君） では、総務文教常任委員長に質疑の内容を聞きたいと思います。

一つ目に、10款教育費、6項保健体育費、5目国体準備費、19節の負担金補助及び交付金のうち、その中に国体準備委員会の補助金が200万円措置されております。これは、準備委員会に使われて、その中で何か国体選手の強化に使われるものか、それともその合宿等に使われるのか、どのような審査内容だったのかお聞きしたいのが一つと、二つ目、10款教育費、6項の保健体育費、1目の保健体育総務費のうち、19節の負担金補助及び交付金のうち大会派遣費補助金が165万8,000円措置されております。最近は、レベルが高くて島外に出る機会が多いので、その割には、これちょっと委員長ごめんなさい、昨年と比べると増額になっておりますけれども、それにしても何か少ないのではないかと感じて、そのあたりをどの大会のレベルまでその補助金を出して、そのうち学校負担というか個人負担というか、そういうのが何%になるのか、そのあたりをどのように審査されたのかお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 木村議員のご質問でございますけれども、国体準備委員会への補助金200万円でございますけれども、これは選手強化に直接行くような補助金ではございませんで、準備委員会の運営に係る事業ということでPR、あるいは先進県での視察というふうな事務的な経費での200万円の補助でございます。

それから、2番目の大会派遣の補助金でございますが、木村議員今ご指摘のように前年度よりは2倍以上の補助というふうなことでございます。これは、島外での大会参加の旅費等の補助ということでございまして、今議員ご質問の各参加者の負担等々についての詳しい審査はいたしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

木村悟君。

○7番（木村 悟君） では、最後に1点。国体準備委員会のPRと具体的な内容とか、そういう審査があったのかが一つ、今委員長の方から言われましたけれども、視察の旅費みたいなのも含まれておりますけれども、こちらの予算書の中にも旅費というところの項目があるのですけれども、その中の整合性というか、

そういうのはどちらの方になっているのか、どのように指示されたのかお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 準備委員会で補助金の主な内容になりますと、開催PRのチラシの作成、あるいは横断幕の作成というふうに聞いておりますし、視察と旅費との関係については今ご指摘をされて初めて気がついたというようなことで、特に詳しいそこまで踏み込んだ審査はいたしませんでした。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、金光英晴君の質疑を許します。

○38番（金光英晴君） 産経委員長にお尋ねいたします。

国営かんぱいの債務負担行為について意見が付されておりますが、意味が不明であり、また意見になっていない。委員会の言わんとするところは何なのか、審査の過程を踏まえてご説明願います。

また、市の負担について、全協あるいは議案提案時の質疑において同僚議員が問題点を指摘しておりました。担当課長の答弁はございましたけれども、ほとんど答弁になっていなかったように感じております。その後私は一般質問において質問させていただいたわけですが、その折財政課長は市の財政に大きな影響があるというふうに答弁しております。私の一般質問は委員会直前でもありましたので、若干配慮したつもりでおります。この点について委員会ではどのような審査をしたのか説明を求めるものであります。先ほど以前の経過については同僚議員の質問の答弁でわかったのですが、やはり今後この事業の負担が佐渡市の将来の財政にどのような影響を与えていくのかを踏まえないでここで安易に議決するということが果たして妥当かどうかということが大変心配であります。そういった観点からご説明願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

議員指摘のとおりと考えます。意味不明という点では、当たり前のことを記載、報告いたしました。今後における市民に対する十分な説明を果たしていく必要があるという意味であえて記載したものであります。

それで、債務負担について、2番目の方でありますけれども、債務負担については将来発生する償還すべき元本及び利子について債務を負担する約束であります。今回委員会に与えられた審査は、あくまで今後発生する債務についての審査であり、事業の内容、負担割合等の細部については審査は行っておりません。債務負担行為による市財政の影響については、総建設費が未確定の段階であり、確定できませんが、今後の建設予定金額が増嵩しないことを願っております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 総工事費が確かに確定しないのは当然であります。この事業そのものが今後10年、あるいはそれ以降までかかるわけですから、当然確定しないのは理解しておりますけれども、今現在でどのくらいの事業費になるのか、あるいはその事業費のうち市の負担が幾らぐらいになるのか、市の負担金がいづごろから支払いが生じてくるのか、そういったことは現在でも議論できるのではないですか。ある

程度つかめるわけであります。この間農水課長にそのことでちょっと答弁いただいたのですが、その数値が財政課長が言われるように将来の市の財政に大きな影響を与えるという答弁が出ているわけなのです。これは、皆さんが審査する前のやつ、前なのです。当然そうであったならば委員会できちんと審査すべきではなかったのではないですか。いかが考えますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、お答えします。

債務負担についての件でありますけれども、全協でも説明がありました。事業費については、国営事業が740億円、市の負担額が28億7,000万円に利子ということで説明があったようであります。また、15億6,400万で合計44億3,400万を平成25年より41年まで17年間で償還するということでもあります。最初の2年間は利息だけで、残り15年間は元利均等償還で1年間に2億7,600万円となります。県営事業は、37億円で平成18年より28年までの計画で、市の負担額は総額で7億4,000万円であります。負担年度の事業費により変動をします。基盤整備促進事業は総額136億円計画され、その10%が市の負担額となり、平成18年より平成37年まで13億6,000万円の計画事業費でいきます。多い年度で約2億円、少ない年度で2,600万円となります。分散水源は、平成27年度より37年度までの計画で事業費28億円、市の負担額は5億6,000万円、毎年五、六千万円の負担が必要であります。維持管理費は、工事がすべて完了後市の負担が毎年約3,000万円必要となっております。こういったことについては既に全協で報告されておりますし、委員会の中でそれに対する審査というものはなされませんでした。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 2回目の答弁でこれを言われても、最初からそう答えていただければ次の質問を違う方向でできたのですけれども、ちょっと残念であります。今ほどの部分は、ですから提案時の説明、質疑の答弁としていただいているわけです。それをその後にそういった部分を含めて財政では影響が出ていくって答弁が出てきているわけですから、やはりそれについてどうなのか、財政がもつのかもたないのか、もたないのだったらやっぱり委員会としても事業の見直しを考えなければならないではないかという、国営でなくてもいいのです。どうしても国営の部分でなくても構わないのですけれども、そういった部分を議論して初めて私たちがこの債務負担行為の議決事項に安心して賛成できるような形をとっていただかないと。そうすると、委員会ではそういった部分については何も議論しなかったということではないですか。では、これからこれ本会議で採決とったときに——手を挙げてくれと言っているようなものです。そういう認識は私だけかもしれませんが、何かそんなような感じがして大変残念に思います。今後きちっと議論していただくようお願いしておきます。答弁は結構です。

○議長（浜口鶴蔵君） 最後に、小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、最後に総文、厚生、産経の委員会の審査に対して質問をいたしたいと存じます。

まず、1点であります。これは4常任委員会の予算審査すべてに通ずる問題点だというふうに考えるところでありますが、工事請負に関するその入札の執行についてお伺いをしたいと存じます。既に言われているように、市の工事入札は過去の実績から見まして大体押しなべてその予定価格と落札の対比の比率、

落札比率は99%だと書いてありますが、多少そこには上下がありますけれども、ほぼ90を大幅に超えると、こういう状況だというのは承知のところであります。したがって、この入札には競争機能が働いていない、これは私が一般質問でも指摘をしたところでありますが、このことは何をあらわすかという、業者間での談合が明らかにあると。これは、だれが考えても疑わざるを得ないと、こう思います。したがって、このことは所管をする総務文教委員で真剣に検討をして、今後の競争機能が作用するようにその改善を議論しなければいけないと、こう考えますが、当然されたものだと思いますが、その経過についてお聞きを申し上げたい。これが1点であります。

2点目は、厚生委員会の審査についてであります。今提案をされている市の環境基本条例は……

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉議員に申し上げます。

そちらの方は、厚生常任委員会でございますので、今農林水産の方の質疑をお願いいたします。

○17番（小杉邦男君） そうですか。はい、わかりました。

それでは、農林水産の関係のことで、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産振興費、19節の負担金及び交付金の関係であります。この中に佐渡地区の漁協合併推進協議会会費として148万円計上がされているところであります。これは、私は一般質問でも申し上げたところでありますが、佐渡の漁協は今合併をしようとしてその議論が始まっているところであります。これは、本来漁協が自らその利害を考えて将来どうすべきだということを決すべき、こういうことだと、そういう問題だと理解をいたしているところであります。しかし、聞くところによりますと、この4月に発足するというふう聞いておりますが、漁協の合併推進協議会の一番親方である会長さんに市長がなると、こういう話が専らであります。これは、やはり個人的になるからいいのだという話にはならないのです。佐渡市としてその代表者がここにつくというのはこれは少し問題があるのではないかと、こういうふうに思いますが、そういう議論があって私はしるべきだと思いますが、そのような議論がされたのかどうか。されたのであればその経過についてお伺いをしたい。よろしくお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 小杉議員から入札に関してのお問い合わせでございますが、当委員会でも当然その入札制度についての議論はいろいろとございます。予定価格の事前公表であるとか電子入札とか、いろいろとご意見が出ております。執行部の方としましても現在見直し中であるというふうなお答えをいただいております。当委員会の中で議会議決の要る入札経過といいますと、イントラネット等が非常に大きな数字で差があった。あるいは、今回の消防工作車についても大きな差があって競争機能が十分働いているというふうなところも見受けられます。今後さらに議論の必要があるということで、当委員会としましては、6月定例会等においてさらにこの部分を集中的に審議をしたいということで最後集約をいたしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、お答えします。

佐渡の漁協合併についてのご質問であります。予算審議の過程で推進協の会長問題についての議論は行っておりません。しかしながら、産業経済常任委員会は漁協の合併については推進すべしの声が多数であ

ります。また、推進協の会長に市長がついて合併促進が図られるなら特には問題ないとの意見が多数であります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 入札のあり方については、6月の議会でその競争機能が働くような、そういうしかけについて十分委員会で議論したいということでそのことを了としたいというふうに思っています。これは、つけ加えて執行部にも今新しい入札方法が開発をされておりますので、先進的な例、資料集約をして前向きな検討をあわせてお願いをいたしておきたいと、こう思っております。

それから、今産経の関係であります。市長が座ることについては議論はなかったということですが、これよく考えてみますと漁協というのは任意の法人組合であります。そういう経営的には何ら佐渡市とは関係がないところであります。これは、自らどうすべきかを定める、そういう団体であります。そこが合併しようというところへなぜ市長が入るのか、その議論はあってしかるべきではないかと私は思います。なかったというのは非常に残念だというふうに思いますが、私はそしてここで推進するならそういう報告が出てもしよしいと思いますが、それに対して佐渡市が助援なり示唆をできることは、それはやっただらいいと思えます。結果が出ましたら、そういうことにおいて漁業政策として応援することが要請された、そのことに対して議会の議決を経て予算を執行するなりすることはいいと思うのです。ですが、今私のところへいっぱい声が入ってくるのです。合併については問題だという声もあるわけです。ぜひ言ってもらいたいと、こういう声も相当あります。ですから、私は産経委員会で努力してそういう結論を出したのですが、そういう声も漁業関係者の中には現実にあるわけですから、そのこともしんしゃくしながらこの合併論議はそこの中でしていく、そういう問題だと思ふのです。ですから、そこへ市長が入って引っ張るといふようなことは本来あってならないことだと私は思います。これは市長に言って、市長には先に一般質問で指摘したら、いやいや、腰へぶら下げられておれはどうにもならぬだと、個人的には問題だと思っておると、こういう答弁がされました。そういう現実があると思ふのです。そうであれば委員会もうちよっと自らきちんと方向を出しなさいと、そういうような格好で結論を出してあげるのが市長の立場を考えればよかったのだと私は思うのですが、そのあたりはどうですかと答えられるのだどうか委員長さんわかりませんが、いかがなものですかということを問うて終わりにしたいと思ふます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 漁協合併のことにつきましては、当委員会でも2名の漁協組合長もおり、この後そういった関係で調査、審査していく所存であります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第69号 佐渡市一般会計予算についてを除く案件について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第69号 佐渡市一般会計予算についてを起立により採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3時58分 休憩

午後 4時14分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の取り消し

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中でありますが、申し上げます。先ほど総務文教常任委員長報告に関する金光議員の質疑の中で不適切な発言がありましたが、本人より削除の申し出がありましたので、これを削除することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本人の申し出のとおり発言を削除することに決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第12号 佐渡市デイサービスセンター条例の制定について。本案は、現在両津地区鷺崎地内に建設中であり、両津デイサービスセンターかんぞうの設置に必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 両津市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在両津地区鷺崎地内に建設中のデイサービスセンターかんぞうの設置に伴い、両津支所海府出張所内に設置している両津在宅介護支援センターかんぞうをデイサービスセンターかんぞう内に移転するため、位置の変更を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、深浦保育園の廃止に伴う条例の改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、安心して子供を産み育てる環境づくりの一環として行っている幼児医療費助成事業の助成対象範囲を拡大し、幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため幼児の医療費の一部をその保護者に助成するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在使用している指定ごみ袋の規格及び品質の変更により、販売枚数及び金額を平成17年4月1日から変更することに伴い、佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を61億6,080万円としております。これは、平成16年度当初予算に対しておよそ2.7%の伸びであります。歳入予算の主なものは、国民健康保険税17億3,059万4,000円、国庫支出金18億9,918万9,000円、療養給付費等交付金11億887万1,000円などであります。また、歳出予算の主なものは、総務費が7,834万5,000円、保険給付費が40億3,977万1,000円、老人保健拠出金が13億3,352万1,000円などあります。予算では、国民健康保険税を1億7,790万3,000円減額しております。本算定においても確実に反映するよう強く要望するものであります。また、出産育児一時金については、出産費用の現状に即した額とされるよう強く要望するものであります。審査の結果、以上のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を92億2,230万円としております。これは、平成16年度当初予算に対しておよそ2.2%の伸びであります。歳入予算の主なものは、支払基金交付金52億7,010万8,000円、国庫支出金26億319万3,000円、繰入金6億9,737万4,000円などあります。また、歳出予算の主なものは総務費が4,645万円、医療諸費が91億7,017万1,000円などあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を52億2,400万円としております。これは、16年度当初予算に対しておよそ5.6%の伸びであります。歳入予算の主なものは、支払基金交付金16億584万5,000円、国庫支出金13億5,493万3,000円、繰入金9億5,912万3,000円などあります。また、歳出予算の主なものは、保険給付費50億1,826万4,000円、総務費1億9,657万4,000円などあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を4億7,220万円としております。これは、平成16年度当初予算に対しておよそ7.75%の増であります。歳入予算の主なものは、サービス収入4億4,833万3,000円、繰越金1,300万円などあります。また、歳出予算の主なものは、特別養護老人ホーム費4億7,101万円などあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第84号 平成17年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入面で、医業収益が24億7,569万円、医業外収益が5億678万円、収益全体では29億8,247万1,000円を見込み、一方費用全体では32億2,206万3,000円を予定しており、この結果収益的収支の損失額は2億3,959万2,000円となる

見込みであります。次に、資本的収支の収入では、一般会計からの出資金で2億2,039万5,000円となり、支出ではナースコール改修及び医師住宅の改修等で4,100万円、企業債元金償還金で1億9,848万5,000円を予定しており、資本的収入が資本的支出に対して不足する1,909万円は、過年度損益留保資金等で補てんするものであります。今後総合的な医療計画を策定し、医師確保については緊急の課題として取り組まれない。なお、審査の過程において予算書の添付書類に誤りがあり、当委員会で指摘したところであります。今後このようなことのないよう十分注意されたい。審査の結果、以上のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 佐渡市環境基本条例の制定について。本案は、社会経済活動と自然環境が調和した人と自然との共生の確保とともに、環境への負荷が少ない循環を基調とする社会経済システムの実現を目指すため、その基本理念や施策の基本的な事項等を定めるための条例を制定するものであります。環境基本計画については、第10条第3項により市長に公表の義務が規定されておりますが、同計画は空港問題及び産業経済活動に及ぼす影響が大きいと思料されるので、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決事件とすることを強く求めるものであります。また、同計画の策定においては、随時中間報告されるよう要望するものであります。審査の結果、以上のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める」請願。本案は、国の責任で高齢者が安心して介護を受けられるよう、国庫負担を増額して介護保険制度を改善するために、次の事項について国に対する意見書の提出を求めるものであります。1、保険料の減免制度をつくること、低所得者の利用料を3%とすること。2、特養ホームなど介護施設の部屋代、食費や通所サービス利用者の食費の全額自己負担化をやめること。3、要支援、要介護1の方のヘルパー利用など従来の介護サービス利用を十分保障すること。4、介護予防や老人健診などを介護保険化することをやめ、高齢者保健福祉施策として拡充すること。5、ヘルパーなど介護労働者の労働条件を国の責任で改善すること。6、施設や居宅サービスの基盤整備を国と自治体の責任で進めること。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第5号 社会保障制度の抜本改革を求める請願。本案は、国において、国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、次の事項について早急に実施するよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。1、基礎年金制度の改革を始め、各種年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急に実施すること。2、国民年金の未加入及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講ずること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成16年請願第1号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める請願。本請願は、医療、年金制度の拡充は国民が社会経済活動に安心して打ち込める基礎であるとして、下記請願事項について国に対する意見書の提出を求めるものであります。1、安心と信頼の持てる医療、年金制度の確立を図ること。2、基礎年金の国庫負担率を2分の1に引き上げること。3、行政サービスの向上、事務執行の効率化に向け、住民に身近な社会保険行政は地方自治体で実施すること。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の平成16年請願第4号 生活保護基準の引き下げと国庫補助削減の中止を求める請願。本請

願は、政府が2004年度に老齢加算の廃止、物価スライドによる生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を0.2%カットし、2005年度にはさらなる生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を4分の3から3分の2に削減しようとしていることに対し、現行の国庫負担は平成元年に当時の閣議でも了承されたものであり、それをほごにすることは到底認められないものとして国に対する意見書の提出を求めらるるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中ですが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、提案されております議案第92号の佐渡市環境基本条例の関係について委員会の審査の経過をお伺いをしたいと思います。

今提案されている市の環境基本条例は、環境への負荷の防止、環境保全のための規制条項が明確になっていないと、このように思うところであります。これでは佐渡の環境保全を目的とする条例としては不備だと言わざるを得ないと思うのです。ですから、この点について一定の議論がされて当然だと思うのですが、委員会でそのあたりはどのような審査がされたのか、経過についてまずお伺いを申し上げたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（熊谷 実君） ただいまの質問にお答えをいたします。

条例提案の際、質疑があったことは十分承知をしているところでありますが、今回の条例は憲章的な基本条例であり、その基本理念、目的を明らかにすることを重点に審査を行ったところであります。今後基本計画が2年をかけて策定をされます。その中で期待する個別の規則が制定されるものと考えており、質問にありました規制については、そのとき十分議論ができると考えます。このことから今回の審査においては規制についての審査はいたしておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、この後議論がされるということは当然だというふうに思いますが、委員会の方でこの後どのような方向で議論を進めていくというような一定の考え方がもし示されてあれば、お聞きをして質疑を終わりにしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（熊谷 実君） この条例については、規制の問題に限らずまだ数多くの問題を含んでい

るというふうに委員会でも指摘をされております。具体的なことについては、基本計画の策定に当たってきちんとした議論をすべきだろうということで、委員会としましては基本計画を議会の議決事件とするよう意見を付したということであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

金子健治産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

○産業経済常任委員長（金子健治君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第17号 佐渡市両津特産品開発加工センター条例の制定について。本案は、平成16年度新潟県農林水産業総合振興事業により、旧両津市失業対策事業就労者休憩所を改築し、地元の農林水産物を使った特産品を開発及び製造するために設置する佐渡市両津特産品開発加工センターの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市林業事業分担金徴収条例の制定について。本案は、佐渡市において実施する林業事業について、地方自治法第224条の規定により、特に利益を受ける者から分担金を徴収することを定め、市財政の健全性を保持し、かつこれらの事業を推進するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 両津市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域住民のコミュニティ活動を促進し、農林水産業等の振興と文化、技術の向上を図ることを目的として、潟端小田地区に地域交流会館を建設していることから、両津市地域コミュニティセンターの設置に必要な条例の一部を改正する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市農業委員会に関する条例の制定について。本案は、合併協定に基づき平成17年7月20日発足する佐渡市農業委員会に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市農業委員会事務局設置条例の制定について。本案は、合併協定に基づき平成17年7

月20日発足する佐渡市農業委員会の事務局の設置に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第2号 地域経済の活性化などを求める請願。本請願は、政府が財政再建を最優先した歳出削減のため、財政負担の地方への転嫁や社会保険制度見直し、地方における公務員賃金を一方的に引き下げようとしている。このことはほかの労働者の賃金にも影響を与えるばかりでなく、公共サービスの低下や個人消費の低迷と地域経済の疲弊、さらなる地域格差を招くこととなるので、地域経済の発展を促進するために国会及び政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第4号 ILO第175号条約およびILO第111号条約の早期批准を求める請願。本請願は、我が国のパート労働者が全雇用労働者の約4分の1を占めるようになったが、労働条件は厳しく、正社員との賃金格差は依然大きいものがあるので、労働者の権利と労働条件を確保するために、ILO第175号条約およびILO第111号条約の早期批准を国会及び政府に求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第8号 生活保護基準以下の新潟県最低賃金の抜本改正を求める請願。本請願は、佐渡市において国が定めた最低限度の生活よりも現に働いている人たちが生活保護基準以下の生活を余儀なくされているとして、国民生活の最低保障を支える制度の基軸となる全国一律最低賃金の法制化を国会及び政府に対して求める意見書を提出してほしいというものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の平成16年請願第6号 政府米の買い入れと、備蓄を充実させる意見書提出を求める請願。本請願は、政府が必要以上に備蓄の古米を放出し続けていることが市場に米をあふれさせ、深刻な米価格暴落を引き起こしており、それが消費者の米離れや小売の在庫が計画どおり減らないという悪循環を招いているので、米の需要と供給の安定と備蓄米の放出を中止し、政府自身が決めた備蓄計画に見合う米の買い入れを実施するよう、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の平成16年請願第7号 アメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書提出を求める請願。本請願は、平成15年末にアメリカでBSEが発生して以来、政府は輸入禁止の措置をとっているが、日本ではBSE発生後、全頭検査や特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却等の安全対策を実施しているにもかかわらず、現在アメリカで実施されているBSE検査では安全対策が不十分であり、そのままアメリカ産牛肉の輸入を解禁することは食の安全にとって重大な問題であり、家畜農家にも重大な影響をもたらすこととなるので、日本と同水準の全頭検査体制や特定部位の除去等の実施がない限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続するよう、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤孝建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第22号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、上水道の給水区域への編入に伴い、北五十里ほか2簡易水道を簡易水道事業の給水区域から除外をすること、及び起債償還額の変更に伴い、岩首簡易水道ほか8簡易水道の水道料金を改定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 市道路線の認定について（住吉34号線）、議案第32号 市道路線の認定について（水津3号線）、議案第33号 市道路線の認定について（南片辺31号線）、議案第34号 市道路線の認定について（南片辺32号線）、議案第35号 市道路線の認定について（沢根149号線）、議案第36号 市道路線の認定について（二宮368号線）、議案第37号 市道路線の変更について（二宮203号線）、議案第38号 市道路線の認定について（二宮369号線）、議案第39号 市道路線の廃止について（7区浜河内7号線）、議案第40号 市道路線の廃止について（7区浜河内12号線）、議案第41号 市道路線の認定について（7区浜河内7号線）、議案第42号 市道路線の認定について（7区浜河内12号線）、議案第43号 市道路線の認定について（7区浜河内18号線）、議案第44号 市道路線の認定について（7区浜河内19号線）、議案第45号 市道路線の認定について（7区浜河内20号線）、議案第46号 市道路線の認定について（7区浜河内21号線）、議案第47号 市道路線の変更について（大倉谷1号線）、議案第48号 市道路線の認定について（大倉谷63号線）、議案第49号 市道路線の変更について（岩田線）、議案第50号 市道路線の認定について（岩田線支線2号）、議案第51号 市道路線の認定について（下川茂60号線）、議案第52号 市道路線の変更について（三川41号線）、議案第53号 市道路線の変更について（三川42号線）、以上23議案について、道路法の規定により議会の議決を求めているものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。道路改良に伴う従前の市道路線の認定に当たっては、その必要性について十分な検討を行うよう慎重にされたい。

議案第73号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ前年度対比5億8,807万4,000円減の24億9,595万円とするもので、その主な内容は、歳出で建設改良費を減額しているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 平成17年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ前年度対比1億9,196万減の64億7,495万円とするもので、その主な内容は、歳出で下水道建設費を減額しているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第76号 平成17年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本予算案は、真野新町、長石地内佐渡飛鳥団地を分譲するための特別会計であり、未売却地2区画のうち1区画の売却を見込んで歳入歳出の総額をそれぞれ890万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 平成17年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ12億5,400万円、資本的収入の予定額を5億8,910万円、資本的支出の予定額を10億803万2,000円とするものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。水道事業については、予定貸借対照表で1億円余りの欠損金となっているので、今後水道料金の改定や人件費を含めた経費節減を図り、早期に改善されたい。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

これより決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

加賀博昭決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 加賀博昭君登壇〕

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） これから決算委員長報告をいたしますけれども、その前に議長にご配慮いただきたいことがございます。これを読み上げるだけで55分かかります。数名の方から厳しい質問も出ておりますので、質問には懇切丁寧にお答えしたいと思いますので、本文について重要な部分については朗読をいたしますが、軽微なものについては省略をしたいというふうに考えますが、議長において本会議にお諮りいただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま加賀決算審査特別委員長より発言がありましたとおり、概要の主な部分は報告するが、一部概要部分はごらんいただき、報告にかえさせていただきたいということで進行すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議ありませんので、報告をお願いいたします。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 許可されましたので、これから委員長報告に入ります。

平成17年3月29日。決算審査特別委員会委員長、加藤博昭。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

報告に先立ち、決算審査の審査方針と審査過程で起こった若干の事件について説明をいたします。

議案番号について。平成15年度決算は、平成15年4月1日から平成16年2月29日までの11カ月間の旧10カ市町村の決算と合併後の3月1日から3月31日までの佐渡市の決算について審査したものである。決算審査に付すべき決算書については、公営企業会計決算書は平成16年9月定例会に提出されたが、審査の過程で両津病院、相川病院、各水道企業会計及び監査意見書に誤りが発見されて、平成16年議案第112号「佐和田町水道事業会計決算書」を除く全てについて、平成16年12月定例会で取り下げ、再提出されたことから、報告の議案番号が飛び番号になっている。

審査方針の決定。今回の決算審査は、市町村合併直後の決算審査であり、9支所に主要な事業部門が当面残ることを念頭に置いて、審査方針を次の3点に定めた。1、合併後の会計処理に改善すべき点はないか。2、会計事務に不適切な処理はないか。3、監査体制に問題はないか。以上である。

では、報告に移ります。議案番号、継続審査中の平成16年議案第112号 平成15年度佐和田町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度佐和田町水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりである。収益的収入2億1,217万4,000円、収益的支出1億8,688万4,000円、資本的収入3,895万5,000円、資本的支出2億2,717万3,000円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第159号 平成15年度両津市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度両津市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりである。(1)、両津市一般会計について。歳入決算額83億2,692万6,000円、歳出決算額85億3,439万円、歳入歳出差引額、歳入不足2億746万4,000円。(2)、両津市特別会計について。①、国民健康保険特別会計、歳入決算額12億8,098万3,000円、歳出決算額13億3,079万2,000円、歳入歳出差引額、歳入不足4,980万9,000円。②、老人保健特別会計、歳入決算額19億6,959万5,000円、歳出決算額20億2,307万6,000円、歳入歳出差引額、歳入不足5,348万1,000円。③、介護保険特別会計、歳入決算額11億8,705万3,000円、歳出決算額11億5,216万2,000円、歳入歳出差引額3,489万1,000円。④、簡易水道事業特別会計、歳入決算額9,433万2,000円、歳出決算額9,940万3,000円、歳入歳出差引額、歳入不足507万1,000円。⑤、下水道事業特別会計、歳入決算額9億8,055万1,000円、歳出決算額13億1,123万7,000円、歳入歳出差引額、歳入不足3億3,068万6,000円。⑥、土地取得特別会計、歳入決算額366万円、歳出決算額183万3,000円、歳入歳出差引額182万7,000円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第160号 平成15年度相川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて。本案は、市町村合併前における平成15年度相川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略いたします。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第161号 平成15年度佐和田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度佐和田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第162号 平成15年度金井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度金井町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略する。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第163号 平成15年度新穂村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度新穂村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略する。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第164号 平成15年度畑野町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度畑野町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第165号 平成15年度真野町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度真野町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第166号 平成15年度小木町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度小木町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第167号 平成15年度羽茂町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度羽茂町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第168号 平成15年度赤泊村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度赤泊村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第169号 平成15年度佐渡広域市町村圏組合一般会計及び各特別会計歳入歳

出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度佐渡広域市町村圏組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略する。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第170号 平成15年度南佐渡クリーンセンター一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度南佐渡クリーンセンター一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第171号 平成15年度佐渡消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度佐渡消防事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第172号 平成15年度南佐渡消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度南佐渡消防事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略する。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第173号 平成15年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成16年3月1日の佐渡市発足から同年3月末日までの平成15年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりである。

(1)、佐渡市一般会計について。歳入決算額154億7,880万4,000円、歳出決算額145億2,338万6,000円、歳入歳出差引形式収支9億5,541万8,000円（このうち翌年度へ繰り越すべき財源2億4,954万7,000円）、実質収支7億587万1,000円、単年度収支、実質単年度収支14億9,076万9,000円、収入未済額5億4,811万円。(2)、佐渡市特別会計について。①、国民健康保険特別会計、歳入決算額13億7,802万6,000円、歳出決算額9億6,236万円、歳入歳出差引額4億1,566万6,000円。②、老人保健特別会計、歳入決算額17億8,206万5,000円、歳出決算額15億2,156万3,000円、歳入歳出差引額2億6,050万2,000円。③、介護保険特別会計、歳入決算額9億2,476万円、歳出決算額7億8,015万円、歳入歳出差引額1億4,461万円。④、簡易水道特別会計、歳入決算額13億3,317万9,000円、歳出決算額12億2,909万9,000円、歳入歳出差引額1億408万円。⑤、下水道特別会計、歳入決算額33億682万円、歳出決算額32億705万3,000円、歳入歳出差引額9,976万7,000円。⑥土地取得特別会計、歳入決算額725万2,000円、歳出決算額725万2,000円、歳入歳出差引額ゼロ。⑦、宅地造成特別会計、歳入決算額561万8,000円、歳出決算額440万5,000円、歳入歳出差引額121万3,000円。⑧、歌代の里特別会計、歳入決算額1億16万1,000円、歳出決算額4,685万5,000円、歳入歳出差引額5,330万6,000円。⑨、五十里財産区特別会計、歳入決算額28万6,000円、歳出決算額20万9,000円、歳入歳出差引額7万7,000円。⑩、二宮財産区特別会計、歳入決算額14万1,000円、歳出決算額9万8,000円、歳入歳出差引額4万3,000円。⑪、新畑野財産区特別会計、歳入決算額382万4,000円、歳出決算額361万5,000円、歳入歳出差引額20万9,000円。⑫松ヶ崎財産区特別会計、歳入決算額1,000円、歳出決算額ゼロ、歳入歳出差引額1,000円。⑬、真野財産区特別会計、歳入決算額35万1,000円、歳出決算額ゼロ、歳入歳出差引額35万1,000円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第182号 平成15年度両津市病院事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度両津市病院事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第183号 平成15年度両津市水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度両津市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略する。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第184号 平成15年度相川町病院事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度相川町病院事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第185号 平成15年度相川町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度相川町水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第186号 平成15年度金井町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度金井町水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第187号 平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第188号 平成15年度真野町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度真野町水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりであるが、省略をする。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第189号 平成15年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度佐渡市病院事業会計として、市立両津病院、介護老人保健施設すこやか両津、市立相川病院の各施設における平成16年3月分の1カ月の収支決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりである。(1)、収益的収支、総収入額2億6,984万円、総支出額4億6,599万4,000円、純損失1億9,615万4,000円、累積欠損金29億1,060万9,000円。①、病院事業について。入院患者数4,500人、病床利用率75.2%、外来患者数9,887人、入院収益1億286万1,000円、外来収益9,956万8,000円。②、介護老人保健施設事業について。延べ入所者数2,545人、入所率91.2%、延べ通所者数238人、入所収益2,984万8,000円、通所収益205万3,000円。(2)、資本的収支、資本的支出8,692万9,000円。審査

の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

継続審査中の平成16年議案第190号 平成15年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成16年3月1日の佐渡市発足から同年3月末日までの平成15年度佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものである。概要は次のとおりである。収益的収入1億437万4,000円、収益的支出1億6,639万円、資本的収入8億7,358万6,000円、資本的支出7億8,821万9,000円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定した。

次に、審査について、当委員会の指摘した意見について述べます。

審査方針に基づく指摘について。1、公営企業会計について。現在行政事務はすべてパソコンにより電算処理がなされている。今回の決算で公営企業会計のほとんどが誤っていた原因は、公営企業会計実務に精通していない者が電算を頼りに処理したことにある。特に消費税が導入されたことで仮受け消費税、仮払い消費税の取り扱いに起因していることは、そのことを如実に示している。また、電算処理のシステムの不統一にも要因がある。これら二つの問題は、速やかに改善を要する重要課題である。

2、一般会計、特別会計について。(1)、交際費の不適切な処理について。予算の全額を資金前渡払いで現金化し、通帳へ保管して必要に応じて経理をしたが、2月末には残高の精算をしていないケースがある。もう一つのケースは、交際費180万円を26万3,258円残しているが、年度途中で予備費から80万円を増額支出している。もちろん議会の議決は経ていない。さらに、備考欄には「充用」を「充当」と誤って記載している。行政執行の最高責任者の交際費の執行だけに極めて不適切である。

(2)、地元高校同窓会への補助金について。平成6年12月21日に同窓会から指定土地購入の寄附が1,700万円あり、土地を購入したが、その土地の一部を平成8年3月25日に同窓会と協議して某銀行に売却した。それから、さらに7年が経過した平成15年に同窓会に1,000万円が補助金として交付されたものである。この公金支出については合理性はなく、「某銀行へ売却の類似の土地が取得できず」は、合併時の公金支出の理由づけでしかなく、不適切なものと指摘せざるを得ない。

(3)、社会福祉協議会への補助金相殺について。旧市町村の3款1項2目26節に不当な寄附金1,320万円がある。これは、社会福祉協議会への補助金を社会福祉協議会の預金で相殺した形になっている。これは、過去に数名の方から高額な寄附金があり、社会福祉協議会に預金されていたものを今回相殺という形で精算したもので、不適切な処理である。

(4)、佐渡市一般会計決算書の不備について。当委員会は、平成17年2月22日付で、具体的に某支所の債権4億700万円の佐渡市決算書からの欠落を指摘した。その結果、平成16年11月24日付、佐総第214号で送付された旧市町村、旧一部事務組合及び佐渡市一般会計・特別会計歳入歳出決算書については、平成17年3月1日付、佐総第287号により100項目を超える訂正が提出されている。

以上、代表的な不適切な処理及び問題点について具体的に報告をした。さらに100件に及ぶ決算書及び重要調書の訂正を資料として添付した。

3、監査体制について。公営企業会計決算書は、一自治体のものを除いて再提出された。一般会計、特別会計については、既に指摘したとおり、訂正に訂正を重ねて本日の結審を見たものである。本来ならば、監査の段階で指摘、調整して議会に提出されるべきものである。このたびは時間的制約もあり、特別な配慮により議会は処理をしたが、監査意見書の「計数はいずれも符合し誤りがなく、予算執行も全般的に適

正に処理されていると認めた」は、議会の審査結果とはかなり異なる面がある。既に平成16年法律第57号で、人口10万人未満市は収入役の業務を市長または助役が兼務できることになり、佐渡市は助役2人制をとることにした。このような状況の変化に対し、監査体制が従来のみでは、行政事務のチェック体制はなきに等しいと言わざるを得ない。既に法律は外部監査の道を開いている。外部がよいかどうかは別にして、体制の抜本的な改革は急務である。

以上、決算審査特別委員会の審査方針に基づき指摘をしたが、去る平成17年3月25日、平成17年度佐渡市病院事業会計予算書の附属文書「損益計算書」について、厚生常任委員会の指摘により全面差しかえが行われた。決算審査の指摘が生かされていない。改めて嚴重注意を促して報告を終わります。

なお、附属書類についてはこちらに資料として添付されてありますので、皆さんから見ていただきたい、このように思います。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 大論文を拝聴いたしました。委員長以下委員の皆さんが10カ市町村の決算をやる、そのほかに短い期間であっても佐渡市の1カ月の決算をやるのは大変なことだったと思います。私は、この際10カ市町村の決算というのはこれが最後でございますので、あえて質問させていただきますけれども、合併時に問題となりました、また佐渡市になってからも一般質問等で申し上げましたが、この際ここでお聞きしておきたいわけですが、平成15年度相川町一般会計ほか8カ町村の一般会計2款総務費のうち一般管理費、3節職員手当等についてということでとりあえず聞きますが、これはほかの節でも同様のことが出ておりますので、そのように委員長、お聞きいただきたいと思います。この中に職員手当等という中で旧9カ町村の退職金は新潟県市町村総合事務組合に加入し、同組合から退職金を今まで出していたわけであります。そうしますと、合併直前には相川町がマイナスの約12億2,848万4,000円、それから佐和田町がマイナスの7億8,804万3,000円など、合計いたしますと30億9,127万円余りがマイナスになっておるわけであります。これは、事実上の隠し借金であるというふうに考えられます。といいますのは、私がここでなぜ質問するかといいますと、先ほどの国営のかんぱいの債務負担行為と同じ、いずれこれを佐渡市は過去の職員の退職金のマイナス分を払っていかなければならぬ、こういうふうなことになるわけですので、この点について決算委員会はどうにお考えになったか、あるいはこれだけ大変な論文を書くので、ここまでは考え、審査が及ばなかったかどうか、その点を1点お聞きいたします。

それから、最後の方の審査方針についてのいろんなご意見の中で3に監査体制というのがありますが、お聞きをしますと監査委員やめてしまえというふうにも聞こえるようなきつい意見でありました。これは、言わんとすることはよくわかりますが、例えば17年度中にこういうふうなことを一般外部監査を入れたことも含めて考えるというのか、それとも一定の期間というふうにとらえていいのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。また、大ベテランの委員長ですので、通告しておりませんが、ちょっと追加してできたらご答弁願いたいのですが、ここには町村会の決算というものはどこにも見当たらない。それは、町村会は別立てだということですが、いわゆる私ども一般市民からするとあのあいつたのはどういふふうな決算になっておるのかと、こういうふうな思いがあると思うわけですが、羽茂支所へ行ったわ

けですけれども、こういうふうな問題についてはどのような形で審査がなされたか。通告してありませんので、もし答えがなければそれで結構ですが、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 私の下手な答弁を補完するために若干準備をしてありますので、浜田委員、猪股委員に資料をお渡しください。

改めて猪股委員の質問にお答えをいたしますが、今猪股委員にお渡しをしたのが市町村総合事務組合、つまり市町村職員並びに三役の退職金についてこの機関が支払ってくれるわけですが、これにどれだけの積立金があるかというものの資料でございます。まず、下の資料を見ていただきたい。これが平成15年度決算で私どもがつかんでおります旧町村、それから広域市町村圏組合も入るわけですが、各一部事務組合、クリーンセンターあるいは消防事務組合、これらが1年間に納めておる退職金のための負担金でございます。8億6,441万7,050円、こういう莫大なお金を納めておるわけですが、次に見ていただきたいのが上の佐渡市になったらどうなるのかということでございます。これが何と12億47万2,456円、こういう金額を納めるわけでありまして。猪股委員の指摘の通告の30億9,100万円というこのお金はどうなるのだと、今後どういうふうなことになるのだと、隠れ借金ではないのかと、こういう質問でございます。これは、恐らく猪股議員は脱退精算負担金というものの資料をお持ちではないかと思っております。これを見ると、確かに猪股議員が指摘するように30億9,127万5,161円という資料はある。しかし、これは佐渡市になったことを契機に佐渡市の旧9町村が両津市が退職金処理をしておいた全額を積み立てるためにここを脱退すると、そのときにはどうなのかというのが猪股委員が恐らく通告の中で示しておる30億何がしという数字ではなかろうかと思うのです。そこでお答えしますが、これは今後市町村総合事務組合も相当財政が厳しい。そこで、その都度彼らは相当長いスパンを見ながら計算をして負担率を上げてくるわけでありまして。しかしながら、15年度決算の段階で今後どうなるのかということは当委員会としてははかり知ることができませんでした。今後の予算審議、また16年度決算等でこれはさらに詰めていただきたい課題として16年度の決算委員会にお送りしたい、こう思います。

次に、猪股議員が申しました、監査体制について意見を述べておるが、監査は全然だめではないかと、こう言っておる。しかし、これは大変厳しい指摘ではございますが、皆さんお持ちでしょうこの資料の第1ページを開いていただきたいわけですが、ここには15年度佐渡市公営企業会計決算審査意見書の誤りについて、標記の件について、意見書の水道事業会計3ページ、(3)、損益計算書における収支内訳比較表に誤りがあり、意見書の誤りのため、このまま決算審査に入ることはできない。よって、議長において善処されたい、この文書を委員長が出したのが16年10月21日であります。裏を開いてもらうと、市長の方から議長あてに佐総第188号、16年10月25日で文書が来まして、そして随分と多い訂正が寄せられております。なお、また平成17年の2月22日、15年度佐渡市一般会計決算書の不備について、「赤泊村一般会計決算書108ページの「債権」4億700万円は、佐渡市一般会計決算書から欠落している。直ちに訂正処理をして、3月定例会冒頭で議会に提出されるよう申し出る」、こういうことを書いたということは、これは当然私どもが見つかる前に監査委員が見つけて指摘せざるを得ないことだろうと思うのです。私は、監査事務が選挙管理委員会の事務と一緒にあっておるということで事務体制も私は大変困難なのだろう

と、そういうことも含めて監査体制を見直せと。例えば監査はもう常勤だと、そして事務局も選挙管理委員会との兼務ではなくて独立した監査事務体制をとれということを暗に開陳しておるのが今度の決算委員会の指摘である、こういうふうにご理解を願いたいわけでありませう。

最後に、通告はないが、お聞きしたいということで、町村会の決算はと。名前を申し上げますと語弊があるので、名前は申し上げませんが、古ダヌキと言われる長いこと町村会の会長をやられておった方が「町村会のように議会がないといいね」と、こう言うたと言われていました。したがって、これには決算報告というのは町村長間ではなされておるのだらうと思いますが、ここには議会がありません。したがって、自由自在にまさに町村会の会計はいいねと、議会みたいなうるせえのがおらぬからなと言ったというあの町村長の言葉が代表するように、まさに町村が存在しておって、町村会というものが外、つまり県とか国とか、ここと交渉するという組織を持っておったときの議会がのぞけなかった一面だらうなと、私はこのぐらいの報告しかできませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 非常にわかりやすいご答弁をちょうだいいたしました。それで、質問についての答弁はありましたけれども、決算委員長がまさに心配するように、第1番目の退職手当組合の問題ですが、17年度は0.06%ですか、既に負担金が上がってきております。まさにこの問題は糸魚川市議会でも問題になったわけで、今後町村合併をするとどんどんここから離れていく、離れていけば当然負担金が減っていく、この問題をどう考えるのか。佐渡市もその組合の中の理事か何かに入っているのかどうかわかりませんが、これは今後重要な問題となりますので、16年度の決算委員に今度なられる方、あるいは我々も含めて執行部も含めてこれは非常に重要な検討を要するのではないかと思います。明快な答弁ありがとうございました。あとは答弁要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、田中文夫君の質疑を許します。

○28番（田中文夫君） このたびの決算審査特別委員会は、合併前後の旧市町村の決算を扱ったという意味で特異な性格を持っていると思ひます。その意味で明らかな不正や誤りがない限りは大目に見て、新市建設、運営に有効かつ適切な指針や判断をもたらす審査を重点的にしていただきたいと私は個人的に思ひしております。先ほど3点についての審査方針が示されましたが、やや数字にこだわった決算審査ではなかったのかというふうに感じました。ただ、旧10カ市町村をくまなく踏破して精力的に精査いただいたことは十二分にわかりました。どうもご苦労さまでした。ただ、報告に組み込まれていなかった内容も多々あったように推察いたしますので、次の点についてお答へください。

1、旧各市町村の予算執行状況の成績評価表を示されたい。ほぼ報告では以下略という形で省略されてしまいましたが、それについての所見を含めまして1番から10番目まで優、良、可というふうには、不可は当然ございませんでしょうけれども、示していただきたいと思ひます。

第2点、補助金等で交付の根拠が薄弱あるいは金額が妥当性を欠くものはなかったのかと。新市になってからのさまざまな検討、見直しの中で補助金の問題は大きく浮上してきております。当然その根拠は旧10カ市町村の中にあつたと思ひますので、その点についてあれば団体名、交付の目的、補助金額、ど

のぐらい交付してきたという年数をお伺いしたいと思います。

第3点、これも同僚議員が別の形で質問しておりましたが、私もこの点については大いに興味を持っておりましたので、お聞きします。入札行為等で適正、公正を欠き、不相当と思われるものはなかったか。一般、指名等入札のおおの落札率を示して評価をしていただきたい。

特に2、3については新市で見直し、適正化が必要と思われるが、提言があれば開示されたい。特に入札については新潟市の例を引くまでもなく、とかく談合のうわさはよく聞くところです。審査を通じて感じるころがあれば所見をお伺いしたい。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 浜田君、田中議員に田中議員の資料をやってください。

〔「不公平だぞ。談合はだめだぞ」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） これは談合ではない。通告表に基づいて調整をしたものである。

まず、田中委員にお答えをいたしますが、若干数字に偏ったもので新市建設、運営に有効かつ適切な指針や判断をもたらす審査であってほしかった、これはまさに私の願望であります。本来議会の決算というのは、監査委員がやるのが今回やった議会の決算審査であります。議会の決算というのは、執行された予算が予算のときに予定したほどの成果が上がったのか上がらなかったのか、上がったとすれば原因は何なのか、上がらなかったとすればそれは何なのか、このことを見るのが議会の決算審査の眼目であります。これは、どこへ行っても通用する眼目なのであります。それができなかったというところに今回の決算の極めて深刻で重要な問題点があったということをかなり詳しく書いてございますので、その点をご了解いただきたいと思ひます。願わくば16年度の決算は今田中議員が言ったとおり、そして私がそのとおりと言っておるこの方針で議会の決算審査が行われることを切望しておるところでございます。

そこで、今度は具体的に1、2、3ということでお示しされておりますので、田中議員、ナンバーを打っていないが、この1枚の資料を見ていただきたいわけでありませう。残念ながら10カ市町村の決算というのは11カ月の決算であります。したがって、先ほど委員長報告でも述べたように歳入が幾ら、歳出額が幾ら、差し引き不足額、つまり赤字が幾らと、こういう読み方をしておったと皆さんおわかりいただけたと思ひます。つまり出すものは出して銭が足らぬのは佐渡市へ送ったぞと、こういうことが10カ市町村の決算の数字にあらわれたことでございませう。そこで、今田中委員に資料として差し上げてあるのが、これが15年度決算を何とかしてつかみたいと言ったのがこの一般会計の田中議員が言うておる成績評価表が示されないか、つまり予算執行の状況が示されないかということで私の持つておる資料をあなたに差し上げたわけでございます。決算委員の皆さんにはお渡ししてありませんが、後刻お渡しをいたします。そこで、これの歳入のところを見ていただきたいのですが、この資料がまたいいかげんな資料である。というのは、予算規模は単位が千円になっておる。決算の方は円になっておる。したがって、皆さん、この数字を見るとこれは全然数字が違うではないかと見たいところだが、これを上のやつを千、下のやつを千に直していただくと予算の方は七百九十何億と、こういう数字になりますから何ともないです。そこで、歳入決算額の収入率は幾らかというところ78.9%であります。それから、歳出の方は同じようにして見ていただきますと77%の執行率でございまして、これを予算執行状況の成績評価表と、残念ながら一般会計だけしかお示しできませんが、お許しをいただきたい、こういうことでございませう。

次に、補助金等で交付の根拠が薄弱である、あるいは金額が妥当性を欠くものということでございますが、先ほど委員長報告のときに皆さん方にお示ししておる資料がございます。この資料を見ていただくと裏の方が一覧表になっておりますが、今これを説明しようとは思いません。先ほども申し上げましたが、赤泊が社会福祉協議会に対する補助金を社会福祉協議会の通帳のお金と相殺したと。まさに根拠薄弱。つまり何年も前に篤志家がこのお金は福祉に使ってくださいよと言ってきたのだから、それは村が持ってあって金を交付するか、あるいは社会福祉協議会にやってしまったのなら、もうそのときに渡してしまっただけで村の金だか社会福祉協議会の金だかわからぬようにしておいて、何年もたってからそれを相殺するなどということはおよそ補助金交付の基準に照らしても財政法からいってもこれは不適切であるということでお示したように、まさに私どもが今回極めて特異的なものについて皆さん方にお示しをした。その限りで言えば交付の根拠が薄弱である、金額は妥当性を欠くと、そういうものはあったかと言う田中議員に真っ正面からお答えしておると、こういうふうに理解をしております。

次に、羽茂の問題でございます。裏で見ていただくとわかりますけれども、これは羽茂高校の同窓会がお金を寄附して土地を買い、その土地を同窓会も一緒になってこれを売りましょうと第四銀行へ売った。そうしたら、そのときに一部の土地はお金になってしまったのだから同窓会に返せばよかった。それが6年ですから、約10年たってからそのうちの1,000万を補助金として同窓会に交付したというのは、これはどう考えても納得できない。私は、まさに代表的な不適切な処理として皆さん方にお示しをしたところでございます。

次に、3番目の問題ですが、田中さんに改めて資料を見ていただきたいわけですが、この資料の2というのを見ていただきたいのでございます。右側に平成15年度下水道工事の請負率をお示しております。何と請負率99.6%、97.6%、97.4%、まさに設計額というのは予定額に近い、私がこんなこと説明しなくてもわかると思いますが、設計額の何と99.6%で落札しておるといふ。これは、かなり談合をやっておると、その疑いありというふうに見なければならぬ数字だろう、こういうふうに思います。次に、その上の方を見ていただきたい。これは、今度は公営住宅ではどうなのかということで二つの例をお示しておりますが、何とこれも97.5%、96.8%、これも先ほどの下水道と同じように全部首をかしげたいような立派な数字で落札しております。次に、3番目に入札行為等で適正、公正を欠き、不相当と思われるものは何かということを行いながら、それなら入札について多少おまえたちは示すことのできたものがなかったのかという、こういう質問でございます。それについてお答えするために資料の2の裏を見ていただきたいわけでありまして。これは、平成15年度の決算資料ではないわけでありまして。これは、あなたにお渡しした資料のとおり平成17年の2月28日の入札の記録と平成17年3月15日の記録であります。2月の28日の方は、下のところの8445を見てください。84.45%、よほど頑張ったようだけれども、先ほどののと同じような数値が出ております。ところが、右側ののを見てください。49.4%。今まで90%超えなければ落札しなかったのが設計額に対する入札額が49.43%、つまり5割を割ったわけでありまして。この根拠は何なのかということについて私どもは若干吟味をいたしました。そこで、田中議員から見ていただきたい。一番上であります。入札公表結果調書、右側の方は一般競争入札表となっております。左の方は指名競争入札表となっております。同じようなテレビの線を張る、片やイントラネットであります。同じような仕事をしておって片や50%を割るような入札率、片や84%という入札率。もしここに一般競争入札

と指名競争入札というものの間に談合を防止する何かがあったとしたらそれは一考に値するのではないかとということで、あえて15年度の決算資料ではございませんが、田中議員にお渡ししたものでございます。残念ながら私どもの力量不足で15年度の決算の中からこういうものを見つけることができなかったということをおわびしながら16年度資料でご容赦をいただきたい、こうすることで田中議員の質問にお答えをいたしました。

終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

田中 中文夫君。

○28番（田中 中文夫君） 大変なご苦労と、私の質問に対して具体的な資料まで用意いただきご説明いただきましたし、明らかな今後の行政当局が考えていかなければならないような方向性も伺えたと思われませんが、先ほど私が申し上げました新潟市の例でございます。私は、具体的な例示を引いて示唆されたものと思いますが、例えば新潟市は職員官制談合だけではなくて議会まで巻き込んで不祥事があったというふうに報道されていまして、その後新潟市は入札監視委員会というのを設けました。それによって、その成果は先ほど言いました九十五、六%台から八十四、五%台まで落札率は明らかに落ちたということが報道されています。そういった意味で、そういったもののご提案をぜひ委員長の立場でしていただきたいというのが一つございます。

あともう一つ、赤泊や羽茂であったような意味での補助金の明らかと思われる交付の仕方の誤りだと思いますけれども、私はもっとこの問題を深く考えますと行政内部におけるある種のモラルの問題との絡みだと思えます。これは、入札制度とも絡んでいるわけですが、このたび18年の4月を目途に内部告発に関する制度が制定しております。それについても私は市当局だけではなくて外部にも、あるいは議会の中でもそういった内部告発に関する法規定を含んだ窓口をきちんと設けていただきたいというふうに思っているのですが、それについてこの決算を通じてご所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 先ほどもご説明申し上げたように、総じて指名競争入札では95%を超えるのがずらっと並んでおる。決算書ですから、対比してみればわかる。予算があって決算額があって不用額がある。それを割り返せばぱんと出るのです。だから、どいつをやっても九十数%という数字が出てまいりますから、これはかなり長きにわたって、ある人が言うには談合ではなくて調整と言うのだというような迷言を聞いたことがございますが、そういうことが行われておったのではないだろうか。しかし、これからの時代はどうしたら切磋たくましく競争してもらって、そして行政も一定の入札差額というものを残して、それを足りない財源に補てんできるという体制をとらなければならぬと思えますので、まさに田中議員の願いは私の願いであります。これから16年度以降にこれを反映してひとつ皆さん方から頑張っただきたいなど。そのことについて、私どもが15年度の決算審査で知り得たことは、この大きなかばんにいっぱい資料を持っておりますので、後刻欲しい人にはお分けいたします。これでひとつ答弁はご勘弁を願いたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 田中 中文夫君の3回目の質疑を許します。

どうもありがとうございました。記念すべき加賀決算審査特別委員会にお礼を申し上げます。私は、議

会で内部告発に関する制度について行政当局が二の足を踏むようであれば、ぜひ議員提案でもやってみたいというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、金光英晴君の質疑を許します。

○38番（金光英晴君） 5カ月の長きにわたり、精力的なお仕事ご苦労さまでした。私は、委員会で指摘されております意見について、若干私どもも経験不足で初めてのことでありますので、この点につきましてお尋ねするものであります。

3点についてお尋ね申し上げますけれども、まず交際費の不適切な処理について、2カ所ほどのケースが意見として指摘されております。そのうちの1カ所なのですが、交際費に予備費を充用しておるわけですが、それについては予算現額をはるかに超えて充用しているにもかかわらず不用額が計上されているというようなどころが見受けられました。こういったケースは私も初めてですので、こういった部分が本当に許されるのかどうか、それから旧自治体においては恒常的に予備費が支出されていたように思われるのですが、こういった処理の仕方は議会軽視になるということで禁じ手になっているはずなのですが、俗に言う悪しき慣行で行われていたかと思うのですが、こういった部分をご通告してありますように法に抵触するかどうか委員長にお尋ねするものであります。

あと2番と3番につきましては、意見書の中ではちょっと意味がわかりかねておったのですが、先ほどの同僚議員の答弁の中で若干触れてご説明いただき、おぼろげながら理解できたのですが、いま一度もうちょっとその背景と具体的な部分についてちょっと見えないものですから、ご説明いただければありがたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 浜田議員、ご苦労ですが、もう一回ひとつやっていただきたいのですが、金光君のところへ行く前にちょっと私のところへ寄って行って、これをつけ加えてやります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） いや、あなたたちのわかりにくいような通告に対して誠心誠意お答えしたいということなのです。

それでは、金光君の質問にお答えをしてみたいです。まず、資料の3をごらんいただきたいと思うのですが、これは一体予備費とは何ぞやということについて、学者が一言で記してあるものを金光君にお示しをしておるわけでありまして。こう書いてあります。予備費の乱用は、見方によっては議会の議決権を無視する結果にもなりかねない、こうあります。その後が「さればとって」と言うてこの予備費の性格づけをしておる。この議場にはかつての真野町の町長、それから真野町の助役がおる。この議場におられるかつての助役は、聞くところによると15日までは助役であったと聞いておる。今回私どもが指摘をしたこの町長交際費の問題については、14日にもう一つの資料を差し上げてありますので、見ていただきたい。職員が16年の2月の14日に死亡した。それで、翌日の15日に閉町式を行っておる。その間に町長交際費を予備費から80万円引き抜いたと、こうなっている。よく聞いてくださいよ、これは。後で証拠を皆さんに上げますから。ところが、私どもが調査したところ17日、つまり14日に亡くなったので、直ちに、全国町村会が実施しておる団体生命共済保険というのがある。そこに皆加入しておる。安い。三百幾らか

の掛金でいいのです。直ちに連絡したところ、17日に全国町村会から真野町に見舞金が100万円送られてきておる。そして、19日に遺族に100万円が渡されておる。だから、予備費から80万などという金を町長交際費に入れる必要はなかった。事実町長交際費は使われていない。これは、担当職員が文書によって私に回答しているものであります。それには、17日に全国町村会から真野町に見舞金が100万円届けられ、19日に遺族に100万円を差し上げたと極めて明快に書いてあるわけであります。したがって、このことに触れることはいささかちゅうちょしましたので、ああいう表現にしましたが、あえて具体的に言いなさいといえど今私が申し上げたとおりでございます。使わなかった町長交際費に80万円予備費から充用したという。あまつさえ決算書には「充用」という言葉を間違えて「充当」とやっておる。これは、職員がたるんでおるということにもつながるので、今後こういうことのないように願いを込めて、決して悪口を言うためではない。こんなことでは佐渡市はだめになりますぞという警鐘を込めて金光君にご答弁を申し上げました。

地元高校、これは極めてわかりやすい。全くこれはでたらめである。何ででたらめかといえば、平成6年に同窓会がぜひ羽茂高校の用地として使ってほしいと、それにはお二方の方が土地を売ってくれるというから、それは1,700万円要りますと。そこで、町に寄附をしますので、土地を買ってください。見事に買えた。ところが、第四銀行が出てきて、平成8年ですよ、2年たってから。その土地の一部を第四銀行に売却しなければ第四銀行は羽茂以外のところへ行くぞと、こうしておどかされたものだから、いや、どうぞお使いくださいということでそれを売却した。この時点でこの1,000万という金を同窓会からもらったけれども、同窓会も売ってもいいと言ったから銀行に売るやと、そのかわり売った金は羽茂高校同窓会に返すといって返しておけば何にも問題は起こらなかった。ところが、いろいろ考えた末にいよいよ合併することになったと。何か羽茂のために金を残すことはないか。よからぬことを考えた末にない知恵を絞ってやったものだから結局こんなことをしてしまった。わからないで済むかなと思ったのに決算委員会に見つけられたと、これがてんまつでございます。したがって、まことにこれがもし羽茂町というのがなお存続するときの決算審査だとこれはただでは済まなかったなと今思っておるところでございます。

それから、福祉協議会の問題でございますが、これはもう同じようなことを説明する必要はないと思うのです。赤泊の人は大変利口な人が多くて、どうにかこの基金のほかに蓄財をする方法がないかというふうに考えたのだと思うのです。聞くところによると、村長は村長であり社会福祉協議会の理事長だというふうに聞いておるのです。まさに村長という左の手と右手の福祉協議会の代表理事というこの二つの手を使い分けて蓄財をしておった。せめても許されるべきはそのうちの一部を悪いことをしておりましたといって決算委員会に見つけられた、これは隠そうと思えば隠せたかも知れないなどというようなことを考えてみて、悪しき慣行の一部をかいま見たと、それも貧しいときの村がいろいろと知恵を絞った、その経過の跡かなということで当委員会はこちらをおさめたというのが事実でございます。

終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） わかったのですが、ちょっと1点疑問に思うのですが、今の赤泊の部分なのですが、善意に解釈すればそれだけしかなかったというふうにとれるのですが、寄附金が、たまたまそれが見つかったのは氷山の一角だったのではないかという疑いも持てるわけです。委員長におかれましては、その通

帳の部分でお金の出入りというものをご確認いただいておりますのかどうか、その点1点だけちょっとお尋ねいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） これは、残念ながら我が輩をもってしても、そしてこの優秀な決算審査特別委員会14名をしても相手が社会福祉協議会の通帳となっておるわけでありまして、したがって、これは役場が持っている。つまり村が持っているということであれば通帳を出せと、どうして1,320万というごろが合うのだということまでは吟味できましたが、これが我が15年度決算審査特別委員会の調査の限界であるということでお許しをいただいて答弁を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 大変多くの問題を指摘しておられるわけですが、本来ならばこの決算審査は不認定とするのが妥当かと私は思います。それを認定すべしというのは加賀委員長にしては余りにも温情過ぎると思いますが、いかがお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 私は、果敢に立ち向かいますし、不正には一歩もひるんだことはない、それは私を知っておる人が皆事実として認めていただけることとさせていただきます。しかしながら、私はまた本当に温情あふれる人間なのです。生まれたときからそうなのです。だから、厳しいことを言うようだけれども、あいつの言うのは余りおっかなくないなというのはそういうこととさせていただきます。今回も委員の中には名前は申し上げませんが、かなりの数が加賀委員長、不認定にすべしと言ったのですが、何回も出させて、そして訂正に訂正を重ねてここへ落ちつけたのでございますので、甘いと言われるかもわからぬけれども、お許しをいただきたい、こういうこととさせていただきます。

終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより決算審査特別委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 6時15分 休憩

午後 6時26分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

日程第3 発議案第1号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第1号 市長の専決処分事項に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第1号

市長の専決処分事項に関する条例の制定について

市長の専決処分事項に関する条例を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年3月29日

提出者	佐渡市議会議員	猪股文彦
賛成者	〃	石塚一雄
〃	〃	稲辺茂樹
〃	〃	小田純一
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	本間千佳子
〃	〃	金子克己
〃	〃	近藤和義
〃	〃	祝優雄

市長の専決処分事項に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、法律上の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めることについては、市長において専決処分することができるものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

提 案 理 由

本案は、議会の議決事項のうち、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることに関し、1件50万円以下の損害賠償の額の決定については地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分することができるよう条例を制定するものであります。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第1号についての質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。
よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4 発議案第2号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第2号 意見書の提出についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
熊谷実君。

〔49番 熊谷 実君登壇〕

○49番（熊谷 実君）

発議案第2号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年3月29日

提出者	佐渡市議会議員	熊 谷	実
賛成者	〃	岩 崎	隆 寿
〃	〃	島 倉	武 昭
〃	〃	稲 辺	茂 樹
〃	〃	白 木	優
〃	〃	廣 瀬	擁
〃	〃	池 田	寅 一
〃	〃	中 川	隆 一
〃	〃	田 中	文 夫
〃	〃	金 光	英 晴
〃	〃	根 岸	勇 雄
〃	〃	兵 庫	稔
〃	〃	梅 澤	雅 廣
〃	〃	加 賀	博 昭
〃	〃	岩 野	一 則

社会保障制度の抜本改革を求める意見書

公的年金制度は国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、今日、国民の最大の関心事となっている。

しかしながら、現在の年金制度は職業によって加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なっていることや、年金制度に対する不信感により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題点がある。

現在、わが国の年金制度が抱える問題点や、医療制度の改革など社会保障制度全体の抜本改革を行うことが必要である。

については、本議会は、国において、国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、

次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

- 1 基礎年金制度の改革を始め各種年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急に実施すること。
- 2 国民年金の未加入及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じること。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第2号についての質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

日程第5 発議案第3号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第3号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

葛西博之君。

〔39番 葛西博之君登壇〕

○39番（葛西博之君）

発議案第3号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年3月29日

提出者	佐渡市議会議員	葛西博之
賛成者	〃	羽入高行
〃	〃	松本展国
〃	〃	白杵克身
〃	〃	金田淳一
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	中村良夫
〃	〃	金山教勇
〃	〃	白木善祥
〃	〃	本間武雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	渡部幹雄

” ” 大澤 祐治郎
” ” 肥田 利夫

被災者生活再建支援法の改善等を求める意見書

昨年、新潟県中越地方を襲った震度6から7の強い地震と、その後の度重なる余震は、多くの人命と財産を奪い、地域経済を支える商工業や農業などにも甚大な被害を及ぼした。

阪神・淡路大震災以降、被災者支援のための法律・制度が整備されつつあるとはいえ、今回の中越大震災は、その不十分さを改めて浮き彫りにした。現行の被災者生活再建支援法は住宅本体の再建を支援の対象としておらず、また、商工業者の店舗や工場、農家の農作業場や農機具等の損壊に対する公的支援（直接補償）制度がないなど、国の支援制度は被害の実態や被災者の要望からかけ離れたものとなっている。

全国的には東海、南海、東南海の巨大地震が現実の脅威となっており、新潟県内でもいくつかの地震空白域の存在が指摘されている。被災者支援制度の改善・拡充は、国民・県民共通の緊急課題と言わなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

被災者生活再建支援法を改正して、住宅本体の再建を支援の対象とし、支給額の上限を大幅に引き上げるとともに、被災者すべてに支援がゆきわたる制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6 発議案第4号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金子健治君。

〔29番 金子健治君登壇〕

○29番（金子健治君）

発議案第4号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年3月29日

提出者	佐渡市議会議員	金子健治
賛成者	〃	中村剛一
〃	〃	大石惣一郎
〃	〃	本間勘太郎
〃	〃	木村悟
〃	〃	末武栄子
〃	〃	石塚一雄
〃	〃	若林直樹
〃	〃	村川四郎
〃	〃	高野正道
〃	〃	名畑清一
〃	〃	渡邊庚二
〃	〃	川上龍一
〃	〃	本間千佳子
〃	〃	大場慶親

アメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書

昨年末にアメリカでBSEが発生して以来、政府は「日本と同水準の検査」を要求し、輸入停止の措置をとっていることは極めて適切な判断である。

しかし、アメリカ政府は、日本が求めている検査はもとより、アメリカの食肉業界が全頭検査を実施することについても拒否するという態度である。

アメリカのBSE検査率は1%程度であり、感染の疑いのある牛の4分の3を検査していない。危険部位の除去も30か月齢以上というズサンなものであり、これでは、到底、安全は保障されない。

日本では、BSE発生以来、安全対策を最優先し、340万頭の全頭検査や特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却など対策を実施してきた。若齢牛の検査は無駄であるかのような論調があるが、こうした努力があったからこそ11頭のBSE牛を発見し、21か月、23か月齢牛からも発見できたのである。BSE病原体の発見者でノーベル賞受賞者のプルシュナー米カリフォルニア大教授も「日本が行っている全頭検査のみが、牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼を回復する」と述べている。

安全対策が不十分なままアメリカ産牛肉の輸入を解禁することは、食の安全にとって重大問題であり、BSEによる影響を乗り越えて懸命に頑張っている畜産農家にも重大な影響をもたらす。

私たちは、安全対策を最優先し、BSEを一掃することを基準にした日本の検査体制こそ世界に誇れるものであり、日本と同水準の検査体制の実施は当然のことだと考える。

以上の趣旨から、「日本と同水準の全頭検査体制や特定部位の除去等の実施がない限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続すること」を、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7 発議案第5号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第5号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

葛西博之君。

〔39番 葛西博之君登壇〕

○39番（葛西博之君）

発議案第5号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年3月29日

提出者	佐渡市議会議員	葛西博之
賛成者	〃	羽入高行
〃	〃	松本展国
〃	〃	白杵克身
〃	〃	金田淳一
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	中村良夫
〃	〃	金山教勇
〃	〃	白木善祥
〃	〃	本間武雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	渡部幹雄
〃	〃	大澤祐治郎
〃	〃	肥田利夫

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書

平成16年度の地方財政計画による2.9兆円の地方交付税等の削減が抜き打ち的に行われ、地方は「予算

が組めない」という深刻な事態に追いやられた。

そもそも地方分権は、国の関与を廃止・縮小し、地方の裁量を高めることではあるはずだが、政府が進める「三位一体改革」は、地方財政危機の深刻化と地方の裁量の著しい圧縮をもたらした。これは、国の財政再建を優先させ、地方交付税等が大幅に削減されたことによるものである。

地方税財政改革においては、まず本格的な税源委譲の規模、内容について先行して明確にすべきである。国庫補助負担金の廃止については、国民に廃止する基準を示し、地方の裁量拡大につながらない補助・負担率の引き下げを行うべきではない。廃止する国庫補助負担金は、基本的にその全額を基幹税で税源委譲すべきである。

これらを実施する上で、地方交付税の役割がますます重要になってくる。税源が移譲されればいっそう財源の偏在性が広がり、それを調整する機能が必要となり、また全国どこでもナショナルミニマムの実現のために、財源を保障する機能は必要である。したがって現行の地方交付税の財源保障機能と財源調整機能をあわせて堅持すべきである。

平成16年度の地方財政計画において、その歳出と実際の決算額との乖離を理由に、投資的経費・単独分などについて大幅に削減され、地方交付税等が激減した。しかし、経常的経費については逆の意味で乖離があり、地方の「超過負担」が生じており、これは是正されるべきである。

地方交付税は、地方共同の財産であり、地方分権に基づく税財政改革の決め手である。それを決定する地方財政計画の作成にあたっては、地方の意見を反映させるべきである。

地方自治の本旨が実現される地方税財政改革を進めるように、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出する。

記

- 1 まず基幹税による大幅な税源委譲を明確にすること。
- 2 国庫補助負担金の廃止は、地方の裁量が増えるものを実施し、その際は基本的に税源を移譲すること。
- 3 地方交付税は、財源保障機能と財源調整機能を併せ持つものとして堅持すること。
- 4 改革を進めるにあたっては、地方の声をよく聞くようにすること。

よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

葛西博之君。

〔39番 葛西博之君登壇〕

○39番（葛西博之君）

発議案第6号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年3月29日

提出者	佐渡市議会議員	葛西博之
賛成者	〃	羽入高行
〃	〃	松本展国
〃	〃	白杵克身
〃	〃	金田淳一
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	中村良夫
〃	〃	金山教勇
〃	〃	白木善祥
〃	〃	本間武雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	渡部幹雄
〃	〃	大澤祐治郎
〃	〃	肥田利夫

被災者生活再建支援法及び関連法令の改正等についての意見書

被災者生活再建支援法及び関連法令について、住宅本体の建設・補修に要する費用についても支援金を支出することができるよう、また支給限度額を相当程度増額するよう法令の改正など適宜の措置をとられたい。

理由

1 未曾有の被害と被災者の苦しみ

新潟県中越大地震は激しい恐怖とともに未曾有の被害をもたらしました。被害の状況は死者40人、重軽傷者4,034人、建物の全壊2,803棟、大規模半壊1,860棟、半壊10,095棟、一部損壊91,690棟等となっている（平成17年2月8日現在）。避難者は一時期10万人を超え、いまだ9,484人が3,460戸の仮設住宅で寒さをしのいでおられるところである。そして住宅再建の目処が立たない被災者が圧倒的に多いのが実情である。

2 住宅再建は震災復興の最も重要な課題

衣食住は、人間の生存にとってもっとも基本的な要素である。被災者は、衣食についてはとりあえず

のものを確保されたが、住居については仮設住宅において、住宅再建の日を目指して生活されている。

そして中山間地では、都市部と違い、賃貸等による住宅確保を望むことはできず、質素なものであっても、自らの家屋を再建する以外、郷里に住むことができない。震災から地域ぐるみで復興する為には、なによりも住宅の再建が不可欠なのである。その為には、住宅本体の再建・補修のために支援金が支出されることが必要である。

だからこそ、全国知事会は、住宅再建支援をすべきとの決議をしており、新潟県及び被災自治体首長は、住宅再建支援の必要性を訴えてこられたものである。

3 住宅再建支援は個人資産形成として許されないであろうか

住宅再建支援は、個人資産の形成として問題であるとの意見もあるが、仮に支援が認められても、それは、人間としての最低限の生活に供されるべき家屋の建設費用のほんの一部を支援する程度でしかない。そのようなものを問題視する必要はないと考える。

4 そこで被災者生活再建支援制度について、住宅本体の建築・補修に支援金の支出をなしうるよう、そして支援金額を増額するよう改正を求めるものである。

以上のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第6号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9 議案第85号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第85号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第85号をご提案申し上げます。

佐渡市教育委員会委員の任命について。本案は、佐渡市教育委員の加藤京子氏の任期が平成17年5月7日までとなっております。つきましては、後任に若林サカエ氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第86号

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第86号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第86号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市新畑野財産区管理委員の任期が満了となりますので、佐渡市新畑野財産区管理会条例第3条第2項の規定により、畑野地区林野委員会より推薦をいただいた委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

委員の氏名は、第1区、羽根悦郎氏、第2区、本間啓輔氏、第3区、猪俣勇氏、第4区、田中信市氏、第5区、矢田宗一氏、第6区、小田榮太郎氏、第7区、計良治作氏の7名でございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

日程第11 議案第87号

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第87号 佐渡市松ヶ崎財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第87号 佐渡市松ヶ崎財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市松ヶ崎財産区管理委員の任期が満了となるので、佐渡市松ヶ崎財産区管理会条例第3条第2項の規定により、関係地区代表者より推薦をいただいた委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

委員の氏名は、第1区、中濱浄純氏、第2区、川岸博氏、第3区、崩新二氏、第4区、榎一芳氏、第5区、橋本常男氏の5名であります。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決定しました。
-

日程第12 議案第88号

- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第88号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） 議案第88号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて。
本案は、佐渡市の人権擁護委員の佐渡市新穂北方500番地、相田カツミさんが平成17年5月31日で任期満了になります。引き続き委員をお願いしたところ、引き受けていただける意向であります。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決定しました。
-

日程第13 議案第89号

- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第89号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） 議案第89号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて。
本案は、佐渡市の人権擁護委員の田成雄さんが平成17年5月31日で任期満了になります。引き続き委員をお願いしましたが、辞任の意向がかたく、再任は困難と思われれます。後任を河原幹雄さんをお願いしたところ、引き受けていただける意向でございます。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決定しました。
-

日程第14 議案第90号

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第90号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第90号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて。

本案は、佐渡市の人権擁護委員の児玉信雄さんが平成17年6月30日で任期満了になります。以前からの辞任の意向でありましたので、後任を渡邊朝子さんをお願いしたところ、引き受けていただける意向でございます。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

日程第15 議案第91号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第91号 佐渡市助役の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第91号 佐渡市の助役の選任について。

本案は、佐渡市助役に現佐渡市総務課課長である親松東一君を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、就任は平成17年4月1日の予定であります。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 大変重要な人事でございますので、市長に一言質問をしておきたいと思っております。

ご承知のように、先ほど私は決算委員長として決算審査特別委員会の報告をさせていただきました。これからの佐渡市をどう進めるかは非常に重要な課題でございます。また、条例で助役2人制というものを議会はたしか満場一致で認めたというふうに認識をいたしております。

さて、そこでお尋ねをしたい。私は、助役というのは市長が出張していないときに、あるいは市長に公用があったときにかわりに出張すると、そういうものではないというふうに認識しておる。一言でお聞きしますが、助役というのは管理課長というのです。名前は助役だ、助役だと言っておるけれども、わかりやすく言えば課長を統括する親玉課長だというふうに認識しておるわけでありまして。そこで、私があなた

が助役2人制をもってこれから行政を進めるについて、あなたの決意のほどを聞きたいのです。今回佐渡市の組織図というのが示されまして、秘書室というのがあってそこに3人か4人の職員を配置して、そして市長の政策課題をすり合わせる、こういうふうになっておりますが、多くの議員はそんなことではできませんよと、これは相当強力な体制を組まなければならない。助役が2人制であるならこのところに助役が入って、まさに管理課長として、ややもすると批判のある今の佐渡市の体制を本当に活力に満ちたものによみがえらせると、そういう決意を込めてこの人事を議会にあなたが諮ったのかどうか。私は、まさに佐渡市発展のために今が大事なときだというふうに認識するから、あなたの決意のほどとあなたの考えのほどを聞いておきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ここにおいでになる方も我々執行部も、すべてこの後の佐渡市が元気で前へ進めるということが大事であるということは認識は同じだというふうに思います。今回親松君を助役にするという事は、一方で大竹助役、一方で親松君という2人の柱をつくっていただけるわけでありまして、一緒になって佐渡市を元気ある佐渡島にするということに当然思っているわけでございます。

それから、お問い合わせがありました秘書室でございます。すぐ政策すり合わせが、当然それは願いとしてはありますけれども、すぐできるわけでもないわけでありまして、2人の助役が議員がおっしゃるように課長を管理監督する立場であるということは先ほどもおっしゃっていただきましたし、当然そうだと思うのですが、一緒になって今までの単に縦割りの流れの中で個々に課長に指示したり情報が上がってくるだけではなくて、それぞれの組織横断的に、有機的に情報を共有し、課長たちにわかりやすい形でこの佐渡が一緒になって進めると、そういうふうな組織にしていきたいというふうに思っております。この後もぜひ皆さん方から、それから島民からもいろんなご意見をいただきながら前へ進ませていただきたいと思いますので、単なる技術的な問題だけでなくこの佐渡を一緒になって前へ進ませていくということのご理解をいただきたい、私はそういうつもりで親松君を大竹助役と並んでこの佐渡を引っ張る一つの大きなエンジンにさせていただきたいということをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 加賀質問と若干重複いたしますが、私はかねてから市長にあなたの不足する分を補う人材を助役として、プロパーとして職員から上げるべきだということを自説としてお話を申し上げてまいりました。その中で秘書室というのが突然出てきたわけです。加賀さんが言いたいのはそこだと思うのですが、とにかく市長の政策面に対するプロデュースをするのが秘書室だと、こういう話をこの間の総務委員会でも話として出ました。そうであるならば、これは屋上屋を重ねるような人事であってはだめだと。とにかくそこにいる室長という者が特権意識を持ったりなんかしたのでは、これは職員に対する大変な影響が出てくると。それから、責任という問題も出てくる。したがって、それを管理監督をするという役目で助役が室長兼務をすべきではないかと、こういう話も総務委員会で実は出ました。そういったことを含めて、室長のあり方、秘書室のあり方というものをもっと真正面からとらえたお答えを実はいただきたかった。そういうことで市長にお尋ねをいたすわけでありまして、何のために職員としてたたき上げて40年近くキャリアを積んだプロパーである親松氏を助役に推挙するのか、そこに私は尽きるのではなから

うかと。経験を生かして、そして秘書室の充実をしてくれと、その監督にそういった経験を生かしてくれということが私は市長の眼目ではないかと思うのですが、そういう言葉が実はちょっと出てこない。もう一回市長にお尋ねをいたしたいのですが、秘書室のあり方と室長の存在というもの、助役がそれに対してどういうタッチをしていくのか、そういったことをもっと明快にかみ砕いてお教えをいただきたい。私は、親松氏の提案についてはいささかも問題を提起するものではありません。ぜひひとつ賛成をしていただきたいわけでありますけれども、市長にそこら辺のところの意気込みをもう一回力強くお願いいたしたいと、こう思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 秘書室の機能はラインとはまた別でございまして、助役の下に秘書室をつけてあとはラインにつながるというような形ではございません。もちろん秘書室は助役もサポートするわけでございます。その中のすり合わせも含めて、日々それぞれ行動する三役といいますか、市長と助役を支え、政策的なすり合わせもしながら多方面に柔軟な仕事をしてもらおうというつもりでございます。まだはっきり、目的はそういうことなのですが、具体的にどういうふうに動くか、あるいは先ほど大澤議員がおっしゃられたように特権意識を持つというのはとんでもない話でございまして、そういうことのないようにいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第91号についての質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 6時59分 休憩

午後 7時00分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

親松東一君。

〔総務課長 親松東一君登壇〕

○総務課長（親松東一君） ただいま私の助役の選任につきましてご同意をいただき、ありがとうございます。貴重な時間ですが、一言お礼のあいさつを述べさせていただきますと思います。

佐渡市が合併して1年が終わりました。この1年間私もいろいろの経験をさせていただきましたが、その経験の中で感じたことは、ある見方をすると合併とは最大の行政改革だということを感じました。前はこうしていたが、合併するとこういうふうになるというようなことはいろいろなところで見受けられましたが、このこともやはり一つの改革であり、場合によってはそれによって痛みも生ずるということになる

うかと思えます。また、財政事情も社会情勢もいろいろ合併協議の最中とは異なるものもありまして、合併事項にも見直しが迫られるということについても感じてまいりました。このことを見ましてもこれからは制度の改革、財政改革、構造改革あるいは協議事項の見直しなど、見直しは待たなれませんが、これらは言い方を変えると過去の否定、あるいは経過の否定ということにもつながることにもなり、そこには当然のことながら考え方の違い、見方の違い、意見の相違が生じるものと思えます。そのようなことからすると、市民の皆様にも議員の皆様方においても私は決していい助役にはなれそうもありませんが、しかしそうであっても今までどおりのご指導と今までどおりのご鞭撻をいただくようお願いを申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

日程第16 議員の派遣について

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員の見聞を広め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するため、平成17年度において原則各常任委員会は視察研修を行うものとし、視察研修の目的、場所、その他必要な事項については当該委員会等において協議の上、実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおり決定いたしました。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（浜口鶴蔵君） 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員会から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 本当に長い間ありがとうございました。ごあいさつ申し上げます。

3月1日から始まりました平成17年第1回市議会定例会も本日をもって最終日ということでございます。本定例会には報告1件、条例に関する議案が27件、補正予算並びに平成17年度予算に関する議案を31件、財産取得契約は1件、人事に関する議案が7件、その他30件、合わせて96件の報告、議案につきましてご審議をいただき、ありがとうございました。また、継続審議をいただいております平成15年度決

算につきまして多くの不備な点があり、決算審査特別委員会にご指摘をいただきました。旧市町村のこととはいえ、まことに遺憾に感じておりますし、特に今回は温情あふれる決算審査特別委員長のご配慮によりましてこういう結果が生まれて、ありがとうございます。職員をこれからも督励してまいります。

ご審議いただきました平成17年度予算は、実質私が市長になって最初に編成したものでございますが、厳しい財政事情を反映して一般会計では16年度対比で6.9%の減というふうになっているのはご案内のとおりでございます。執行に当たりましては、重点施策事項等にめり張りをつけながら各種事業の将来展望や方向性を持たせることに努めたいと考えております。2月の15、16にかけて私と議長で陳情に上京しました平成16年度の特交の額は25億224万5,000円で、前年比3.9%の減となっております。国の財政状況、地震等の災害があったことを考えると一定の効果はあったのではないかというふうに思っております。先ほどの人事案件で親松総務課長の助役選任についてご同意をいただきました。本当にありがとうございました。私にとりましてはこの2人、大竹、それから親松と左右に力強い両輪がそろったというふうに実感しております。今会期中に多くの議員の皆様方からご意見やご指導をいただきました。待ったなしの組織機構の整備、行財政改革、そして施政方針に掲げました九つの課題の実現に向けて日々研さんに努め、市民、そして市議会の皆さんとともに佐渡市の輝かしい未来の構築に全力を挙げるつもりでございます。本当にありがとうございました。

終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で会議を閉じます。

平成17年第1回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 7時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年3月29日

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 島 倉 武 昭

署 名 議 員 竹 内 道 廣